

第4回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

松崎幹夫君

1. 県道川内・串木野線の「黎明トンネル」交差点の安全対策と旧道の取り扱いについて
新しいトンネルが開通して2カ月余りで交通事故が発生した。荒川小方面からの車が交差点付近で一旦停止しても、羽島方面から来る車が非常に見づらい状況にあり、このままでは新たな事故の発生が危惧される。
 - (1) 現状認識としてどのように捉えているか。
 - (2) トンネル内の道路が右カーブとなり見通しが悪くなることを、施工前に県から事前説明はあったのか。
 - (3) 事故発生後、荒川と羽島のまちづくり協議会から事故防止の安全対策を講じるよう要望書が提出されたようだが、どのような対策を考えているか。
 - (4) トンネル内は非常に暗い。照明を増やすなどして明るくすることは考えていないのか。
 - (5) 平成29年6月議会の一般質問で「旧道の利活用は県と協議する」旨の回答であったが、どのような協議がなされたのか。既に、一部工事が進められているようだが、工事の内容とスケジュールはどのようなか。
 - (6) 旧道の活用については、荒川・羽島のまちづくり協議会等々と協議するとの回答がなされている。是非、行政と住民が一体となって進めてほしいと思うが、どのような考えなのか。

吉留良三君

1. 災害から生命と暮らしを守る取組について
 - (1) より身近な市町村が県管轄の河川の管理を総合的に強化し、防災・減災を目指すべきではないか。
 - (2) 豪雨の頻発を前提にした防災対策や防災教育の徹底、専門知識を備えた人材の確保と育成が急務であると考えが見解を伺う。
 - (3) 繰越分も含めた災害予算の執行状況について伺う。
2. コロナ禍での市民が安心して暮らせる取組について
 - (1) 県外への移動制限やイベント自粛などにより、外出の機会が減少し本市産業への影響が大きいと考えるが、現状をどのように認識しているか伺う。
 - (2) 食のまち応援商品券の効果や課題について伺う。
 - (3) 市民・事業者の納税相談の状況について伺う。

江口祥子君

1. 子宮頸がん予防ワクチンについて
 - (1) 定期接種が始まった当初から現在までの接種者数の状況と今後の予防接種の考え方について伺う。
 - (2) 国が積極的勧奨を差し控えるとした内容を受けてから、対象者にどのように周知・対応されたか伺う。
 - (3) 補助対象の最終年齢者に対して、個別通知でお知らせすべきではないか。
2. G I G Aスクール構想の取組について
 - (1) 本市での学校 I C T環境整備の状況と今後の計画について伺う。
 - (2) 教職員の I C Tスキルの向上やシステム障害等への対処に向けた準備状況について伺う。
 - (3) G I G Aスクール構想の取組における今後の課題について伺う。

大六野一美君

1. 予算計上について
 - (1) 基本的な予算計上のあり方について伺う。
 - (2) 公共工事における基本的な工事費計上の積算方法とスケジュール管理について伺う。
2. 教育方針の真髄について
 - (1) 教育とは、学校現場と保護者及び子どもたちとの信頼関係の確立が一番だと思う。この対応についてどのような見解か伺う。
 - (2) 校長、教頭住宅の使用状況と今後の改修計画について伺う。

西別府 治君

1. 内水ハザードマップ作成と浸水対策について
 - (1) ハザードマップの必要性について伺う。
 - (2) マップ基本方針の検討による効果について伺う。
 - (3) 浸水シミュレーションによる内水浸水想定について伺う。
 - (4) 市道大原港線道路形状変更による具体策について伺う。
2. 漁業集落排水事業の公営企業法適用について
 - (1) 特別会計を取り巻く状況の変化と改革の必要性について伺う。
 - (2) 地方公営企業法適用の目的について伺う。
 - (3) キャッシュフロー計算書による資金収支の状況について伺う。
3. コミュニティサイクルの導入について
 - (1) コンパクトシティ+ネットワーク構想との連携について伺う。
 - (2) 自転車の公共交通との連携推進について伺う。
 - (3) まちづくりの観点からの駐輪場整備について伺う。

福田清宏君

1. 自主防災組織について
 - (1) いちき串木野市の防災組織体制における自治公民館、各地区まちづくり協議会の自主防災会や事業所などの自衛防災組織の位置付けについて伺う。
 - (2) 自主防災組織の育成強化について
 - ①市の防災組織につながる体制づくりのために、大規模災害等の発生時における自主防災会や自衛防災組織と消防団との連携した避難活動等について伺う。
 - ②自主防災組織の充実やリーダー等の人材育成等について伺う。
 - ③自主防災会の活動助成金の使途について伺う。
2. 避難等の伝達について
避難勧告や避難指示等の伝達要領について伺う。
3. 防災行政無線について
無線機の故障の問合せ対応について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第3号（9月15日）（火曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	(欠員)
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	観光交流課長	長崎崇君
副市	長	中屋謙治君	農政課長	富永孝志君
教育	長	有村孝君	水産商工課長	平川秀孝君
総務課	長	東浩二君	税務課長	松野要君
政策課	長	北山修君	健康増進課長	猪俣勝人君
財政課	長	出水喜三彦君	学校教育課長	藏菌孝一君
市来支所	長	橋口昭彦君	都市計画課長	火野坂斉君
教委総務課	長	瀬川大君	上下水道課長	福山修司郎君
消防	長	若松勝司君	まちづくり防災課長	下池裕美君
土木課	長	内田修一君		

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、松崎幹夫議員の発言を許します。

[3番松崎幹夫君登壇]

○3番（松崎幹夫君） おはようございます。

先日の台風10号、風速80メートルという予報に大変心配をしましたが、それぞれに皆さん方も、今までにない予防をかなりされたというふうに思います。そこまでの被害もなく、通り過ぎてくれました。

これからまだまだ台風シーズンであります。なお一層の予防と警戒をしていただきたいというふうに思います。

私は、通告に従い、県道川内串木野線の黎明トンネル交差点の安全対策と旧道の取扱いについて質問をいたします。

県道川内串木野線の旧道である海岸線は、眺めはよいが、大雨による土砂災害や台風による越波など、これまで毎年のように被害があり、悩まされてきました。

新しいトンネルができて、住民の皆さんは本当に大変喜んでおりましたが、見通しが悪いことは施工中も言ってきましたが、トンネルが開通して2か月余りで、車同士の物損事故が発生をしました。

荒川小方面から来た車が、交差点で一旦停止しても、羽島方面から来る車が非常に見づらい状況にあり、このままでは、新たな大事故の発生が危惧されます。

市長も毎日通る道路で、現状認識としてどのように捉えているのか伺いまして、壇上からの質問いたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

松崎幹夫議員の御質問にお答えいたします。

松崎議員、お述べになられましたとおり、市民の長年の悲願でありました黎明トンネルが、5月30日に無事開通をいたしました。

今回の開通により、お述べになられましたとおり、これまで豪雨のたび、道路の崖崩れ、海からの高潮や強風で危険を感じておりましたが、安全で安心、快適な走行が確保されたことは、誠に喜ばしいことであります。

黎明トンネルの荒川側からの交差点につきましては、荒川小学校方面並びに県道の海岸側から交差点に進入する際、羽島方面から来る車両が確認しづらい状況であると認識しております。

したがいまして、現在、県や警察と協議を行い、トンネル内に「この先交差点あり」の表示やカーブミラーの設置の安全対策をしているところであります。

今後もさらに安心安全なまちづくりのために、関係機関に交通安全対策をお願いしているところであります。

○3番（松崎幹夫君） 今、市長の答弁にありました「この先交差点あり」という表示とミラーの設置ということであります。

本当に交差点からの出入りが危ないということと見通しが悪いというのが一番の心配でありますので、県に対して要望していただきたいという思いであります。

2番になりますが、トンネル内の道路が右カーブとなり、見通しが悪くなることを、施工前に県から事前に説明があったのかということをお伺いいたします。

○土木課長（内田修一君） 施工前の県からの事前説明につきましては、計画段階から、道路構造に関することやトンネルの工事の施工に関することについて、市と協議が行われております。

○3番（松崎幹夫君） 市と協議をされているという説明でありました。

答えとしては、採石場のほうから下りてきたときに、右カーブでないと、構造上造れないという答え

が来るのかなという思いでありました。だから右カーブになりましたという答えが来るというふうに思ってたんですが、構造上の問題で協議がありましたということでもあります。

見通しが悪いというのは誰が見ても分かることでもありますので、そういう部分を強く県のほうに、県事業であっても、本市の職員が一番の理解者であるというふうに思っておりますので、県に対して強く要望をしていただきたい。やっぱりしっかりと要望を伝えていく、そしてまた、その伝えるだけじゃなくて、改善を求めることが重要であるというふうに思っております。

荒川の中向の県道についても、事例として、3年連続で冠水の被害を受けております。今年は、私の知っている青年が冠水した県道で立ち往生して、車を廃車にしております。ですから、3年連続で、車も廃車にしている。そして、田んぼも被害を受けている。そういう部分では、今年は地元から再三の要望があって、現場は、側溝の入替えがされたばかりであったということでもあります。

が、しかし、3年連続で改善されなかったという、そのことを、市の職員が一番の理解者でありますので、県に対して強く要望することが重要なこと。

トンネルにしても、ずっと計画上見てきたことであるというふうに思います。そういう部分では、危険なところ、見通しが悪いということは分かっているわけですので、そういうことを改善するよう、強く求めていただきたいという思いではありますが、その点についてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○土木課長（内田修一君） 今後の交通安全対策につきましては、荒川まちづくり協議会、れいめい羽島協議会から、提出された要望書の内容を精査し、早急に対応していただくよう、県に要望します。

今後、市といたしましては、関係機関と連携し、さらなる対応策について検討してまいります。

松崎議員がお述べになられました荒川の中向につきましても、我々もこの車の廃車、そういったもので、市職員として心苦しく思っております。

そういったことで、また県のほうにさらなる要望

等を行ってまいります。

○3番（松崎幹夫君） 検討をしっかりと、担当課と協議をしていくという答えでありますので、改善に向けて進めていただきたいというふうに思います。

3番目の、今、まちづくり協議会からの要望ということでありました。事故発生後に、荒川、羽島のまちづくり協議会から、高齢者を含め、全ての人が安心安全に通行できるよう、交通安全対策を講じるように、要望書が提出されました。

既に県のほうから早急な対応をしていただいて、ミラーがつけました。多分、ここはミラーをつけるという答えだったと思います。1週間、一般質問が延びましたので、8日にカーブミラーがつけました。ですから、答えはミラーという答えが来るのかなというふうに思いますが、早急な対応をしていただいたということでもありますけれども、やっぱり見通しが悪いし、事故があったということでは、検証をした上で対策を考えていただきたいかというのが思いであります。

事故があった場所、危ない場所については、検証をして改善をしていくという部分でありますので、早急な対応というのは、本当にありがたいことではありますが、地元を交えた形で検証していく。そしてまた、このミラーだけで完了なのかという部分では、これからまだどのような対策を取っていただけるのかなという思いではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（内田修一君） この交差点につきましては、私のほうも、地元の声を聴いております。

そのようなことで、9月2日、6時45分から7時45分までの間で現場のほうを私も見ております。そういった中で、交通量等も量っております。1時間で216台という車が通行しております。このような中で、六、七パターンのコースなんかも台数等を調べております。

そういったものも含めて、県のほうにまた報告等をして、新たな安全対策、またカーブミラーの設置、そういったものを進めてまいりたいと思っております。

○3番（松崎幹夫君） 土木課のほうで交通量も調

べたということで、大いに県のほうに要望を、ミラー以上のまた要望というのもお願いをしたいというふうに思います。

もう一つ、ミラーも一つの対策なんですけど、私たち地元の人間としては、ミラーは危ないという話をずっとしてきました。市民の皆さんが、ミラーばかりに頼って、一旦停止をせずに、大きな事故の発生が危惧されるということを、地元ではそういう話をしておりました。

しかし、もうミラーがつかまりました。しかし、そのミラーも、やっぱり距離が離れている関係上、車の映るのが小さいんですね。だから、大きなのと言ったって、また今度は風が当たりますし、ですから、そういう部分ではちょっと怖いのかなという思いもしております。

ですから、いろんな対策の中で、法面を削るといのは難しいですが、担当課で交通量を量ったということでもありますので、信号をつけていただくとか、センサーをつけて、荒川小学校方面から来る車に対して、注意喚起を行う。

だから、交差点の100メートル前にセンサーをつける、50メートル前にセンサーをつける。それを荒川から来る方々に、100メートルのところでおレンジのランプ、50メートルのところ赤のランプというような、車が来ますよというような、そういうのもいいんじゃないかなという思いもあります。

信号をつけるのかセンサーをつけるのか。県内のトンネルを過ぎた交差点のところに何らかの対応、事例ということで、ないのかなど。

そういういい事例があって、うちにも使えるんじゃないかなというのがあれば、また教えていただきたいという思いでありますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（内田修一君） 交差点の一旦停止につきましては、停止線の前で確実に止まるのがまず1番目です。あと二つ目に、ゆっくり進んで、安全を確認して進むというのが、交差点の進み方になります。

ただ、高齢社会になってきますと、目の玉だけを動かして確認する方、首だけを動かして確認する方、

胴体まで動かして確認する方、いろいろ人それぞれだと思います。

そういった中で安心安全なまちづくりをするためには、そういったいろいろな人たちの考えを、停止線の行動等を見ながら対策をしていかななくてはならないと思っております。

そのようなことで、信号機の設置、今言われましたセンサーの関係、このセンサーの関係につきましては、いちき串木野市内におきましては、国道3号からナフコに通るところ、三井串木野鉾山のほうで、黄色のランプがついております。

そういった事例等もありますので、また、安全対策として、県下の事例を参考にしながら、検討してまいりたいと思っております。

○3番（松崎幹夫君） 信号というのも、本当に重要でありますけれども、あそこには右折車線がありませんので、信号をつけるというのもちょっと難しいのかなという思いでもありますし、センサーであったり、事例という意味では、また大いに検討していただいて、前に進んでいただけるように要望したいというふうに思います。

それから、トンネルは、橋のところからトンネルまでが79.3メートルしかありません。一旦停止の車の場所からといえば、70メートルちょっとしかありません。短いんです。70メートルしかないんです。

ですから、制限速度の40キロで走ったときに毎秒11.11メートル走るんですが、40キロで走る車というのは少ないです。そういう部分では、60キロで走ったとしたら16.6メートル走ります、毎秒ですね。ということは、70メートルしかないのに2秒たったなら、もう半分のところに来てるんです。

今、課長が言ったように、一旦停止をして、一旦停止から前に出ないと、トンネルの右カーブは見えないんです。ですから、一旦停止をして、前に出たときに、2秒かかって見たときには、もうそこに車が来てるんですね。

年を取るにつれて、判断してからの動きが鈍くなるというふうに言われております。

今、課長も答弁しましたが、いま一度、そういう部分では、高齢者と全市民に対して、対策も重要で

ありますが、いかがですか。いま一度、答弁をお願いします。

○土木課長（内田修一君） 車の速度の関係になりますけれども、最悪の場合、雨の日、時速60キロの場合の停止距離が出されております。

そういった停止距離を見ますと、雨の日に60キロで走った場合、車が止まれるのが45メートルというような数字も出ております。これは停止距離というような考え方があります。

そういったことで、県のほうもこういったものを考慮して、80メートルというような区間を取っているようなところもございます。

それと、9月7日の広報の中に、秋の全国交通安全運動というようなことで、市のほうも、交通安全に対して重点1から重点3まで出しておりますので、こういった形で市民の方にも呼びかけをしているところでございます。

○3番（松崎幹夫君） 私は、今、60キロでは16.6メートルというふうに言いました。まさか課長のほうから、雨の日で45メートルという話が出てくるとは。だったら、なおさら考えないといけないよという思いであります。

やっぱり要望というのを強く、改善するように強く要望をしていかないといけないというふうに思います。

もう一つ、羽島から走ってきて、トンネルを抜ける手前に、10メートルぐらいの左上に「交差点あり」という看板があります。市民の皆さん方に言えば、「目立ちません」と。「知りません」という人もいます。

ですから、そういうのも、電飾をつけて、赤点灯ぐらいつけて、交差点がありますよ。そういう呼びかけをする形でしていけたらなど。道路にも「交差点あり」というのはあります。ですから、いろんな形で改善策をしていかないと、大きな事故につながりかねませんので、そういうふうなことを検討していただきたいというふうに思います。

答弁は要りませんが、何は何でも安全対策であります。トンネルも間もなく4か月になります。本当に危なかったという話をよく聞きます。ですから、

事故がいつあってもおかしくないという状況でありますので、本当に安全対策をしていただきたい。

そして今、課長のほうからありました、広報にもそういうのが載っているということでもあります。うちの羽島駐在所でも、広報羽島崎に、危ないです。見通しが悪い交差点となっておりますので、確実な安全確認をお願いしますということで、広報紙にも載っております。

ですから、こういう注意喚起というのも常にさせていただきたいというのが思いであります。次に4番目に行きます。

トンネル内は、非常に暗い。暗いですね。照明を増やすなど、明るくすることは考えられないか、お伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） トンネル内の照明につきましては、道路管理者の県によりまして、照明設備は、設計速度や日計画交通量などの各技術基準により設置されているとのことであります。

しかし、照明灯の増設に関する要望があることから、トンネル内の照明の増設について、今後、県に要望してまいります。

○3番（松崎幹夫君） 昼間が本当に暗いです。夜は電気の明かりがついて、かなり明るくなります。そういう部分では、昼間の暗い時点での照明増設というのを要望していただきたいというふうに思います。

この前、台風10号によりまして、羽島、荒川が停電になりました。そのときトンネルを通ったんですが、真っ暗でした。非常用のベルの赤いランプも消えていたと思うんです、真っ暗でしたので。

非常用のランプは何とかついてないと意味がないのかなと思います。その辺の確認をしていただきたいという思いであります。もう一つ、開通当初からライトをつけずに走る車が多かったです。

今も、無灯火で走る車があります。出入口にライト点灯の標識というのはできないのか、お伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） 今、2点、御質問されました。

非常ランプの件につきましては、私のほうもまだ

確認しておりませんので、そこら辺はまた県のほうと確認をして、報告させていただきたいと思っております。

ライトの点灯の看板設置につきましては、交通安全対策として、現在発注の工事において設置するというので、県のほうから報告を受けております。

○3番（松崎幹夫君） 本当にライトをつけない車が多いですので、設置していただくということは大いにいいことだなというふうに思います。

いろいろと提案をしましたが、やっぱり安全対策が必要ですので、要望して、改善できたらというふうに思います。

市長、いま一度、答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） トンネルにつきましては、開通して大変喜ばしいことなんですが、今、松崎議員、縷々いろいろ御提言をいただきましたとおり、どうもいまいち、何かこう、安全性という面で欠けているんじゃないかなというふうに思います。

県としては、建設に当たっては、もちろん道路構造規定とか、日常の車の通過量とか、そういったのをちゃんと勘案をしながら、法面の掘削とか、法を削る、そういうのもしたはずなんですけれども、実際は、今言われるように、右カーブ、そして距離が僅か七、八十メートルしかありません。ですから、とてもやっぱり危険な状況ですね。

ですから、今、県と、あるいは警察と協議をしながら、「交差点あり」の表示をしたり、それからミラーは今1個だけですけど、設置したところですけれども、そのことはもちろんですけれども、まだほかにいろいろ方法はないか、いろいろたくさん御提言をいただきましたので、県と警察、そしてまた地元の皆さんの意見を聴きながら、また対応してまいりたいというふうに思います。

大事なことは、安全走行でありますので、そういったことを十分注意しながら検討してまいりたいと思っております。

○3番（松崎幹夫君） 安全対策であります。その部分については、御検討していただきたいというふうに思います。

5番目に入ります。平成29年6月の一般質問で「旧道の利活用は県と協議する」と。その旨の回答であったが、どのような協議がなされたのか。既に一部工事が進められているようだが、工事内容とスケジュールはどのようか。伺います。

○土木課長（内田修一君） 旧県道の市道への移管協議につきましては、8月6日に県と1回目の協議を現地で歩きながら行っております。

協議内容は、市道へ移管するに当たり、落石防護柵補修や、さびたガードレールの交換などの要望調査が主な内容であります。今後も移管に向けて協議を重ねていくこととなります。

なお、現在の工事内容につきましては、落石防護柵などの施設補修の工事で、工期が令和3年1月18日までとなっております。

今後、県では、舗装補修の工事発注を予定しているとのことでもあります。

○3番（松崎幹夫君） 協議がなされたのかということ、私は平成29年のときに言ったんですが、今年8月6日に協議をしたということでもあります。

落石防止の金網の取替えということと、今からはガードレール、そして道路舗装等も移管に向けて進めていくということでもあります。

しかし、やっぱりこの県と協議したことを地元両協議会にも説明はされないのかということ、普通いつもだったら、工事をするのに対して説明はありますが、この部分は、協議会のほうには説明がないのかということをお伺いいたします。

○土木課長（内田修一君） 議員のほうから、今、工事説明のことについての御質問がありましたけれども、説明した案件もあれば、なかった案件もあると思います。

そういったことで、なるべくそういったことを今から、密に連携を取りながら、れいめい羽島協議会、荒川まちづくり協議会、その他の関係機関、いろんなまた協議会と連携と取りながら、説明をしながら事業を進めてまいりたいと思っております。

○3番（松崎幹夫君） 何事も双方が理解し合えるという部分もありますので、説明をしていただきたいという思いであります。

何の説明もなく、通行止めになっているようでは、「ないごいよ」と言うしかありませんので、できたら、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、白浜温泉の下の県道が一番低く、台風による被害も出ています。このことも、一般質問で言って、「県と協議をする」とありましたが、9月2日、3日の台風9号で、大潮と高潮が重なりました、県道に波が上がり、砂であったり瓦礫が散乱しましたが、どのような協議になっていたのか、お伺いいたします。

○土木課長（内田修一君） 県道川内串木野線の高潮による越波につきましては、これまでも、平成16年の台風21号において、白浜地域で被害があったほか、台風の接近と満潮の時刻が重なったときなど、度々越波があると認識しております。

また、先日の台風9号におきましても、白浜海岸付近で越波があり、漂流物や海の砂が持ち上げられたことを確認し、県に早急に清掃等を依頼したところであります。

これまでも、県道川内串木野線の越波対策については要望をしておりますが、いまだに整備されていないことから、今後も、越波対策について強く要望していきます。

また、関係機関につきましては、今年の5月21日、県の職員の方が来られて、現地の方も確認されて、この越波の内容についても説明してあるところでございます。

○3番（松崎幹夫君） 県と協議をしているということでもあります。

必ず潮が上がるというのは間違いありませんので、やっぱり対策を講じてほしいという要望でありますので、今後もお願いしたいというふうに思います。

次に入ります。

旧道の活用については、荒川、羽島のまちづくり協議会等々と協議するとの回答がなされておりますが、ぜひ、行政と住民が一体となって進めてほしいとの思いがあります。どのような考えなのか、お伺いをいたします。

○観光交流課長（長崎 崇君） 荒川から白浜までの海岸線は、夕日が沈む東シナ海に沖ノ島を臨むこ

とができ、風光明媚なドライブコースであります。荒川浜では、サーフィンが盛んに行われ、サーファーにとっても魅力的な海岸になっているようであり

ます。旧道につきましては、現在、移管について、県と協議を進めているところでありますが、その美しい海岸線やすばらしい景観を活かし、多くの皆さんに楽しんでいただけるよう、地域の皆様と協議しながら、活用の方策について、探ってまいりたいと考えております。

○3番（松崎幹夫君） 今、答弁のとおり、海岸線の景観がすばらしいというのは、そのとおりであるというふうに思います。ですから、今言われましたとおり、両協議会と一緒に、行政と考えて、何らかの形で活用できたらなという思いであります。

市長も、「県と協議をして、市に移管されたら、市道を利用しての周辺の観光資源として、あるいはスポーツの憩いの場として活用されるよう協議していく」というふうに、前回言われております。

そういう部分では、本当、私の思いは、県の予算をいただいて改善していくということと言うつもりだったんですが、市のほうで移管してから改善していくという話であります。

そういう部分では、市長にいま一度、その旨をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○市長（田畑誠一君） 観光の王様、最後の勝利者は大自然だと私は思っております。

雄大にして豊かで、優しく、抱擁してくれている大自然は黙して語らず。それでいて、しばし人々の心を癒し、魂を揺さぶって、そのスケールの大きさから、あしたへ向かって力強く雄飛せんと踏み出す人々の夢と希望を乗せた出発点に、度々立たせてくれています。

松崎議員、お述べになりましたとおり、ヒノンサカ海岸から、沖ノ島と羽島崎の中間辺りの東シナ海に沈むあかね色の夕日は壮大であります。まさに絶景であります。風光明媚そのものであります。神々しく神秘的にすら感じられます。

このすばらしい景観を活かして、例えば公園とか

東屋等の設置とか、いろいろ考えることはあると思いますけれども、私は、そういったことも含めて、このすばらしい景観を自然のまま、手つかずに活かす方法も一興ありと私は考えております。

いずれにいたしましても、地域の皆様方、荒川の皆さん、羽島の皆さん、そして市民皆さんのお知恵をいただきながら、すばらしい景観が活かされる、人々が集う憩いの場、希望の場になるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（下迫田良信君） 次に、吉留良三議員の発言を許します。

[1番吉留良三君登壇]

○1番（吉留良三君） おはようございます。通告しました2点について、お伺いします。

台風10号は、深刻な被害が想定されましたけれども、幸いに被害は少なく、安堵する結果でございましたが、先に九州を襲った7月豪雨災害は、本市を含めて、多大な被害が発生しました。

昨年、今年の災害を教訓に、大型台風や線状降水帯などによる豪雨災害から、いかに命と暮らし、地域を守るかということでお伺いいたします。

近年の災害では、年々増加する雨量で、バックウオーター現象など、身近な河川、支流での河川氾濫、災害が頻発しております。

しかし、河川管理は県管理、市管理と分かれているために、果たして十分な管理がなされているのだろうかという思いがあります。

例えば、先般、冠岳の岩下地区の五反田川沿いの田んぼは、昨年に続いて被災をいたしました。昨年は、右岸のみの被災だったんですけれども、今年は、左岸まで被災して、左岸にある近くの住居の床下まで浸水をしております。

現場を見ましたけれども、想定外の降雨量が通用しない今日、このままでは来年も被災するかもしれないなという思いがありました。

田んぼ沿いに井堰があって、すぐ下流に寄州が流れを塞いでおります。この寄州を除去すれば随分違うだろうなということと、逆に除去しなければ、今後、再び被災することが危惧をされるわけです。

寄州の対策も様々ありますが、土砂除去までに至

らなくても、例えば、樹木の伐採だけでも違うんじゃないかと思えます。

100%の備えは限界でも、できることを着実にやる必要があるんじゃないかというふうに思えます。

被災した箇所は、県管理とのことであります。様々なルールがありますが、現場主義を徹底して、危険性の度合いに応じた臨機応変な対応で、防災・減災を目指すためには、より身近な市町村が、総合的に管理を強化して、防災・減災を目指すべきと思えますが、見解をお伺いします。

ここで壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 吉留良三議員の御質問にお答えいたします。

鹿児島県にて管理する2級河川などを市で総合的に管理することにつきましては、これは理想的ではあると思えますけれども、現時点では、管理における予算や人員の問題から、市で管理することは困難であります。

本市といたしましては、県と連携の強化を図り、河川の定期的な巡視などを行い、現場の異状などを伝えるとともに、さらに改善していただくように、要望をしております。

○1番（吉留良三君） 御回答いただきましたが、今のルールではそういうことじゃないかなというふうに思えますけれども、県も現場から離れています。国も現場から離れて、遠くに管理する事務所が変わりました。伊集院土木事務所は鹿児島地域振興局に、鹿児島市に移りました。農政も含めて、全体的にそういう流れです。

しかし、このような現状を考えるとときには、やっぱり身近なところがしっかり管理して対応すべきじゃないかなというふうに思えますし、それから、例えば、冠岳でも、地域の皆さんが仙人村をつくって頑張っているらしいです。市来の境から生福の境までずっと、放棄地を耕作しているらしいですね。

それで、地域の方が「ぐらしかもんじゃ、きばっちよるのになあ」と。「やる気をなくさなけりゃいいんだけど」という話をされました。

このように、例えば冠岳でいうとそういうルールです。ですから、今後、ぜひ、地域管理をする方向で、政府高官がそういう、県管理がどうだこうだという話を何かで見たことがあるんですけど、結局、身近に管理をさせろという話だったような気がします。

だから、そういう流れをぜひつくっていただいて、身近な地域を守っていくことを進めていただきたいと思います。

時間がないので、一応これで終わります。

次に、昨年に続き、被災した箇所等の把握ですけれど、県河川、市の管理の河川、合わせて、連続した被災箇所等の把握があれば教えてください。

○土木課長（内田修一君） 本市で管理しております準用河川のオコン川と、普通河川66の川につきましては、大六野川の久木野地区や、二俣川の中ノ平地区などにおいて、護岸の越流による被災を確認しております。

また、鹿児島県にて管理する2級河川につきましては、五反田川の岩下地区や、重信川の外戸地区などにおいて、護岸の越流による被災を確認し、河川を管理する県へ要望しているところでございます。

○1番（吉留良三君） 今度の台風10号が想定どおり来れば、本当にこれがまたどういう状況かというのを考えますと、どう対応するかということだと思います。

想定外の豪雨の連続で、自治体が出す避難情報のタイミングの見極めも難しく、避難情報を出す前に河川が氾濫したケースもあったというふうに言われておりました。

豪雨に対する防災教育の徹底や専門知識を備えた職員の育成などによる防災、人材の確保が必要ではないかというふうに思います。

限られた財源での対応は難しいというふうに言われるでしょうけれども、そうであればあるほど、一層緊急性の見極めとかが必要だと思います。

くまなく危険予知箇所をチェックして、その緊急性等を見極めながら、被害を最小限に抑えた対応が求められるのではないかというふうに考えます。見極める判断力と見極める時間、職務分担が必要じゃ

ないかというふうに考えます。

例えば、五反田川沿いの用水にしても、至るところに見られます。危険度は様々で、状況は一様ではないかもしれませんが、そこに優先度をつけながら、被害を最小限に抑える対応ができるかどうかじゃないでしょうか。

そのためには、防災安全係だけでなく、農政、土木の現場技術職員の増員育成も必要ではないのか。防災関連職員を増員、育成する必要があるんじゃないかというふうに思います。何百万円も何千万円もやられる前に、先行投資をして備えるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 吉留議員が先ほどからお述べになっておりますように、毎年大きな災害が全国で起こったわけです。

したがって、災害に対する備えというのが非常に大事でありますし、私たち行政のみならず、主役である市民の皆さん方の防災に対する意識というものも、非常に高まっているんじゃないかなあと考えております。

今度の台風10号で、かつて経験したことのない大型台風が襲来するという報道等もありまして、そのせいもあったと思いますが、今まで実際この避難を、避難所を開設して呼びかけているんですけど、空振りでもいいから、とにかく早めに、本市はそういう対応しております。今までは、避難所全部合わせても、避難されるという方は100名に満たないぐらいだったんですよ。今回の台風10号は23でしたかね、避難所が。職員2人ずつ張りつきましたけれども、1,393人が避難されたんですね。

だから、防災に対する意識が非常に高まっている。このことを今後活かしていきたいと考えております。

大事なのは、先ほどから力説しておいでの方、県との連携でありますけれども、実際申し上げまして、当たり前なことなんですけど、何年前前までは、鹿児島県の国道事務所長が直接、一々電話をくれることはありませんでした、はっきり言って。しなきゃならなかったことだと私は思いますけど。気象庁の所長さんが、電話をくれることはありませんでした。

最近、前広に直接電話をくださいます、御本人

からですね。そして、「何かあったらおっしゃってください、資機材で必要なものはおっしゃってください、何とか車もあります、何とか車も持っています」と言われております。

だから、一つ、当たり前のことですけど、少しそういう意識が高まってきたのではないかなあと考えております。こういったことを活かしていきたいと思えます。

そこで、技術職員の増員、育成についてであります。これまで、防災分野では防災担当課と事業担当課が連携をして情報の共有を図り、また、事業担当課が相互に協力、補完しながら、災害の応急措置の復旧工事を行っております。

また、土砂災害の防止対策として、毎年行う災害危険箇所の点検、調査に加え、各種工事を年次的に行っております。

今年度、急速に進む人口減少社会と厳しい財政状況に対応するため、定員適正化計画を策定することとしております。計画の基本的な考え方としては、職員数は、人口規模に見合うよう定員管理を行うこととしております。

そのため、防災対応についても、これまで以上に関係部署、職員間での情報共有ができるような体制を整備するとともに、職員一人ひとりが、防災意識をさらに強く持ち、災害発生予想箇所などの現場の状況を的確に把握するよう、研修会などを通して、職員の能力、資質の向上に努めてまいります。

○1番（吉留良三君） 今、御回答いただきましたが、昨日も市長のほうも「自分の身は自分で守るという意識も高まった」と言われましたけれども、今回は、事前の報道がそういうことも含めてあったと思うんですが、自分の身を自分で守るためにも、一般的な防災教育だけではなくて、危険度に応じた、めり張りをつけた、地域ごとの防災講座だとか現場検証の徹底とか、地域住民を含めた防災意識を高めることも大変大事かなというふうに思うんですね。

そして、さっきから申し上げていますように、危険箇所の点検とか含めて、やっぱり現場力、現場をどうするか。それは、県が離れていった、国が離れていったわけですから、人も金もしっかりと地域で

確保できるようにせいということを含めて、今後の要望を含めた、要求を含めたことをしていかないと、職員の皆さんも頑張っているし、頑張ろうと思っているでしょうけど、やっぱり限界がある。

いろんな作業が増えていって、そういう現状がずっとあると思うんですけども、そういうことを含めて、ぜひ取組を強めて、国の動き、地域移管みたいな話があったように、さっき言いましたけれども、そういうことも含めて、流れをぜひつくっていただいて、より身近な自治体で管理して、対応できるような連携を含めて、していただきたいというふうに思います。

少なくとも、これまでとは違った、想定以上の自然状況になってきた以上は、それに対する対応を取らざるを得ないと思うんですね。人を手だてをすとか、あるいは課の編成とか対応を変えるとか、ぜひそういうことを含めて、対応していただきたいと強く要望したいと思いますが、市長、どうでしょうか、その辺。

○市長（田畑誠一君） 先ほど来ずっとお答えをしておりますが、現体制では、こういう形でやっております。

それと、今申しあげましたとおり、ここ数年来、数年前から、国道事務所長が、直接、災害の前に、何日か前から来ます。3日ぐらい前からですね。

資機材は何と何と何を持ってます、機動力があります、技術職員もおります、いつでも御一報ください。気象庁からも来ます。

だから、そういったことをさらに連携を密にしながらも、今、吉留議員がお述べになりましたとおり、最近のこの集中豪雨というのは、異常ですよ。昨日も質問、どなたでしたかね。50ミリ以上降ったのは150何回とおっしゃいましたか、年間。それが約1.5倍、今50ミリ以上の雨があると。降雨があるというお話をなさいました。

したがいまして、今言われましたとおり、今までと違う想定外という言葉がなくなった。

それに対応する、気構えはもちろんですけれども、それ対応する組織力、それから国、県とのさらなる連携、そういったのは非常に大事ですし、市民の皆

様方に対しても、自分の身は自分で守るという啓発活動ということを進めてまいりたい。

まちづくり協議会の皆さん方も、いろんな防災組織をつくって頑張っていたいておりますので、一緒になって、協力し合って、大事なことは情報を共有することです。

それから、もう一つ大事なことは、今、これは全てに言えることは、災害に関して現場力というお話をしておられますが、私は、行政全般、全てが現場に視点を置かなければ駄目だと。現場に主力があるというふうに捉えております。

これからも、そういった思いで、組織をフル回転してまいりたいと思いますので、その都度、御示唆をいただきたいと思います。

○1番（吉留良三君） ありがとうございます。

少なくとも、何回も言いますように、行政が現場から離れていっていますから、それに対応するのは、市町村しかないというふうに思いますので、そういう方向で、ぜひ対策を強めていただきたいと思えます。

次に行きます。

繰越分を含めた災害予算の執行状況についてですが、災害頻発で、業者の皆さんもなかなか人手の確保が困難という話もお伺いしています。そうした中で、不急な工事の先延ばしもやむを得ないというふうに思いますが、今後どう対応されるのか。まず、災害予算の執行状況についてお伺いしたいと思えます。

○土木課長（内田修一君） 市道や河川の公共土木施設災害における執行状況につきましては、交通の支障となる落土の除去や、路肩の決壊の復旧、また、緊急を要する河川の流れを阻害する流木や土砂の除去などは、直営作業員や建設業者などの協力をいただき、応急措置を進めております。

今後は、規模の大きい災害にて、国土交通省に現地に行って査定をしていただき、工事内容が確定次第、発注する予定でございます。

そのような関係で、今、執行率は申し上げるほど高いところにはないところでございます。

○農政課長（富永孝志君） 農業施設及び林業施設

の災害における執行状況につきましては、農業施設の明許繰越分が、執行率92.6%でございます。

また、今年度の災害につきましては、補助対象となる公共災害で申請予定の箇所以外は、建設事業者等の協力をいただきながら、復旧作業を進めております。

公共災害につきましては、国の災害査定後に発注となる予定でございます。

○1番（吉留良三君） 分かりました。

そのように、災害対応は結構進んでいるんですね。

災害以外も、日常的な道路補修とか草刈りなどを含めて、業者委託もあると思うんですが、昨日も直営、シルバー人材センター、業者という話もありましたが、なかなか思うように道路の補修も進まない部分もあります。

そういう意味でいうと、災害対応を含めて、ありますので、もう少し、直営班等を増員して、危険箇所もある道路整備を進めて、業者の災害対応優先を図るべきではないかというふうに考えます。

炎天下で難儀、苦勞されている現場作業の皆さんの賃金も引き上げて、人員確保を図るべきではないのか、機械化の促進も必要ではないかというふうに考えます。

会計年度任用職員で引上げもあったというふうに思いますが、さらなる対応をしながら「もうちょっと気張ってみろかい」とか「いっとどま働いてみろかい」ということで、人材確保を進める方策も、ぜひ進める必要があるだろうし、この間、草刈り機（モア）が導入されているのを見ましたけれども、機械化の促進等も含めて必要ではないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○土木課長（内田修一君） 豪雨などの災害対応につきましては、直営作業員では、交通の支障となっている倒木の除去など、軽作業を行っており、落土の除去や規模の大きな復旧などは、機動力を要するため、建設業者などに依頼しております。

今後、現体制にて迅速な災害対応を努めてまいります。

また、先ほど言われました手当の関係等につきましても、会計年度任用職員制度の導入によって、改

善されているところもございます。

それと、炎天下の中、作業していただいております。熱中症対策も含めて、今年、扇風機のついた空調服、そういったもの等も支給をしております。

あと、機械化につきましては、お述べになられました簡単にできる草刈り機を1台導入しております。

さらに、土砂上げについて、人力では大変なところもありますので、直営班のほうで工夫を行いまし、小さな側溝も機械で上げられるような道具も工夫して作っているところがございます。

○1番（吉留良三君） 様々、工夫、努力はされているのは分かりますが、例えば、直営班が今3班あって、それぞれ分担してやっていると思うんですよ。

できれば、その辺をもう1班ぐらい増やすとかいうのを含めて、もう少し機動力なり作業の進捗を進めていただければなというふうに思います。それをまた希望しておきたいと思います。

今、炎天下は本当に難儀、苦勞されている、作業していらっしゃる皆さん、議会内でも、「もうちょっといけんかせんないかな」という話が昨年もありましたが、それなりの対応をしながら、働く意欲も含めて、維持しながら、少しでも頑張ってもらって、そういう作業も進むような方向を含めて、進めていただきたいというふうに思います。これはこれで終わります。

次に、大きな2番目に移らせていただきます。

コロナ禍で市民が安心して暮らせる取組についてであります。

長引く自粛、県外への移動制限、イベントの自粛など、市民生活への影響が続き、観光業、ホテル・旅館業、運輸業、バス・タクシー、飲食業、サービス業などへの影響が大きいと考えますが、本市産業への現状をどう認識されているか、伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） コロナ禍による本市産業への影響についてであります。お述べになられましたとおり、飲食サービス業におきましては、イベント中止による出店の取りやめや自粛ムードによる外食控えなど、観光業におきましては、移動制限等もあり、観光客の減少に苦慮されておられます。

また、農林水産業や土木建設業、その他幅広い業種におきましても、長引くコロナ禍により売上げが減少するなど、大きな影響が出ております。

市としましては、市内の事業所の経営安定のため、国の持続化給付金等の周知と併せて、中小企業等事業者緊急支援事業や、食のまち応援商品券事業などの様々な経済事業を、議会の皆さんの理解と協力をいただきながら、実施をしたところであります。

今後におきましても、産業への影響を最小限にとどめるため、事業所の皆様に寄り添った、実効性のある対応を取っていきたくと考えております。

○1番（吉留良三君） 依然厳しい状況が続いておりますが、この結果、いわゆるコロナ禍での解雇や雇い止め等の数字が分かれば教えてください。

○水産商工課長（平川秀孝君） 解雇や雇い止めなどの数値については、現在、資料を持っていませんので分かりません。

○1番（吉留良三君） 8月、事業所が届けた分が、全国ですけど5万326人というふうに数字が出ております。

ただ、これも届けた数字であって、専門家の推計では35万人ぐらいおるんじゃないかということもありますので、引き続き、その状況も把握しながら対応を考えていただきたいというふうに考えます。

次、行きます。

食のまち応援商品券事業の効果や課題をどのように考えるかということでございますが、事業者支援効果はあったと思うんですが、効果や課題をどのように認識されるかお伺いします。

○市長（田畑誠一君） 食のまち応援商品券事業の効果や課題についてであります。

コロナ禍での影響を受けている飲食サービス業の事業継続、安定を図るため、食のまち応援商品券事業を実施いたしました。

事業所からは「自粛ムードの中、売上げが落ち込んでいたが、大変助かった」「市民からの温かい応援メッセージももらい、元気が出た」。また、市民の皆様からは、「ふだん利用していないお店に行ってみた。とてもよかった」との声をいただき、経済面と精神面、両方で市民が支え合う取組ができ、大

きな効果が見られたと考えております。

なお、8月いっぱいまでと限定しまして、早く効果を出したい、第2弾もと考えておりましたので、今、第2弾も実施中ですが、そういったことで、集中的にこの事業を展開いたしました。

課題としてですが、即効性を考えて、今、申し上げましたとおり、短期間に行った事業であったことから、販売場所、期間等について、市民からの問合せがあったところでもあります。今後活かしていきたいと考えております。

○1番（吉留良三君） 今回の事業の効果は、言われたとおり、あったと思いますし、少し懐が大きくなった気持ちになって、購買が上がっていくという面もあったかに思います。

ただ、これが短期的に終わらないような取組が必要かなというふうに考えます。ただ、事業支援効果としてはそういうことだと思うんですが、一面考えなきゃいけないのは、市民の間に不公平が生じた面があったと思うんです。例えば、経済的に恵まれない方、まとめ買いできない日々の暮らしが厳しい方々。高齢者や体の不自由な方々で、外出できない、あるいは外出しづらい、外食を控えざるを得ない方々にとっては、ある意味では不公平が生じた。もっと言葉を言えば、格差が生じたといいますか、厳しい人に助けが届かなかったという側面が、私は否定できないと思うんです。

だから、今後の様々な取組の中には、そういう視点を入れながら、生活を守るために底上げする形を含めて考えていくべきじゃないかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） コロナ禍の影響を言われ出した頃ですが、実は副市長と、ある食堂に行きました。

そうしますと、帰りに「今日は、お客さんは市長さんと副市長さん2人だけです」とおっしゃいました。とても深刻であります。それで、「事業を続けていけるだろうかと思っている」という話をされました。

そういうことを受けまして、そんな状況を見て、とにかく、まずは一番困っている、みんなお困りな

んですけれども、特にそういった状況である食堂とかレストランですか、サービス業に限って早く効果を出そうと思って、8月いっぱい、事業費1億円に相当するその商品券を発行したわけでありまして。

そういったことで、最初は、飲食サービス業に限定することで、短期間で効果を生み出そうということでありました。

しかしながら、飲食サービス業以外にも、様々な事業所において、コロナ禍の影響を受けていることを勘案して、最初から第2弾は考えておりましたけれども、みんなで応援プレミアム付商品券事業を実施することといたしました。

前回の商品券の課題を踏まえ、使用店舗は、市内事業所を対象とし、販売場所としては、各地区での販売や土日販売も行い、利用期間についても、来年、令和3年1月31日までとしております。前回同様に、購入対象者本人でなくとも、家族等でも購入できるように対応をしております。

ちなみに全世帯分1万3,200世帯ぐらいを現在発行しております。

そして、今回は、美容院に行かれても、散髪屋さんに行っても、スーパーに行っても、量販店に行っても、使えるような商品券として発行をしております。

今回の事業費は、締めて事業費4億円になります。前回の分が1億ですから、5億円の経済効果が生まれるんじゃないかなあというふうに思っております。

今回も、本市の場合は100%、1万5,000円お出しただくと3万円の商品券を差し上げます。プレミアム率100%といたしましたので、事業所に元気になっていただきたい。そして、事業を継続していただきたい。そしてまた、安定につなげていただきたい。と同時に、市民の皆さんに喜んでいただくことで、まち全体で経済活性化の流れを呼び起こしたいという思いで、議会の皆さんの御理解、御協力をいただいて、この商品券の発行に踏み切ったところでもあります。

○1番（吉留良三君） 今言われたような効果を含めて、私はいい事業だというふうに考えますし、取りあえず、今回は500円券を発行されたことが、よ

りいいのかなあと、身近に使えるかなあと。お釣りが出ないということで前回は購入を控えた分もしっかり買えるということを含めて、あるような気がします。

それはそれとして、そのことがまた、市長が言われたように、市民全体に回っていくということでは、いいことだと思います。

ただ、先程も言いましたように、より恵まれない方といいますか、経済的に厳しい方々を含めて、今後の施策にも、心を致してもらいながら、次の事業を含めて考えていただければというふうに思います。

次、行きます。

市民・事業者の納税相談の状況についてですが、事業所の法人税、市民の納税、市県民税、国保税、固定資産税への影響がどのような状況なのか。また、税務課として、納税相談をされていますが、その中で、それらを感じるような特徴的な相談等があるのかどうか、どのように考えてらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○税務課長（松野 要君） 市民・事業者の納税相談の状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税等の納税が困難な市民・事業者には、税務課窓口で徴収の猶予制度や減免制度の活用を促しております。

8月末現在、市内の納税者からは、徴収猶予の申請はありませんが、納期限までには支払えない等の相談が236件あり、その場合は、納付計画に基づく分割納付の対応を行っております。

一方、市外の納税者・事業者では、税務署等に徴収猶予の申請を行っている方があり、本市にも19件の徴収猶予の申請が提出されております。

また、減免申請につきましては、国保税で12件、介護保険料で4件、後期高齢者保険料で1件の申請となっております。

今後、納税相談の中で、生活資金繰りが苦しい方や、生活困窮者、就労支援の必要な方からの相談があった場合は、実情に応じて、福祉課や本市ハローワーク等の自立相談支援機関と連携を図り、これまで以上にきめ細やかな対応を行ってまいります。

なお、特徴的な相談ということでは、一般的な、

納期までに支払えないというような相談がほとんどでございました。

○1番（吉留良三君） 大変厳しい状況が出てきているというのはあると思いますが、今後、ぜひ、とりわけ思いますのは、市立ハローワークを設置しております。

だから、そこへのつなぎとか、ぜひ、その辺の連携等を強め、あるいは生活保護相談とか生活困窮者相談とか、そういうところへの連携強化を含めて、なるべく市民の皆さんが生活を守っていけるような取組をぜひ、納税相談等の場合も含めて、強めていただければというふうに考えます。

時間がありませんので、最後に行きます。

先の議会で、介護保険の負担減といいますか、生活の厳しい方々に対する、所得段階に応じた負担減が決められました。そのときに、所得段階別の保険料負担などの資料が出されておりましたが、その中で、本人が市民税課税は第6段階から第9段階の3,656人とありました。介護保険加入者1万263人の35.6%であります。

逆に言いますと、非課税が64.4%、64.4%は市民税が払っていない現状があるというふうに、これは見れると思うんです。さらに、世帯全員が市民税非課税は40.6%、6割の方が世帯の誰かが市民税を払っているけど、4割の方は世帯全員非課税だというデータが示されていると思います。

かなり介護保険加入者の生活状況の厳しさを見るわけですけども、この辺の推移とか含めて、現状をどのように分析されているか、お伺いしたいと思います。

○税務課長（松野 要君） 介護保険加入者の所得段階別の状況についてであります。

介護保険加入者の約3,700人、全体の35.6%の方が第6段階から第9段階に該当し、本人が市民税課税者であります。残り約6,600人、64.4%の人が、市民税の課税のない方になります。

近年の所得段階別の人数を見ますと、平成27年度で第1段階から第5段階までの方が6,536人で66.6%、令和2年度では6,607人で64.4%となります。第1段階から第5段階の低所得者は、2.2%の

減少となっております。

なお、保険料につきましては、平成27年度から今年度まで基準額は変更せず、据え置いたままであります。

また、国におきましても、近年、低所得者の負担軽減を図るため、第1段階から第3段階までの保険料割合の引下げを実施し、加えて、今年度は、新型コロナウイルスの影響による減免も行い、低所得者の負担軽減につなげているところであります。

○1番（吉留良三君） 分かりました。少なくとも6割の66%、65%の方々が、こういう状況にあるということは、やっぱり厳しい生活を想定するところであり、そういうことを含めて、今後の市政の中で、そういう方々に対する配慮を含めた、事業等を含めて、要望しまして、終わりたいと思います。

○議長（下迫田良信君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は午前11時25分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時26分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江口祥子議員の発言を許します。

[2番江口祥子君登壇]

○2番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子です。

まずは、台風10号で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回、今までに経験のない台風であると早くから報道されたことにより、多くの皆様が、早めに避難され、命に及ぶ被害を防ぐことができたと考えます。

災害対策に動かれた市職員の皆様にも敬意を表します。この経験を今後しっかりと活かし、早めの避難を心がけていきたいと思っております。

それでは、通告に従い、2項目にわたり、一般質問をさせていただきます。

初めに、子宮頸がん予防ワクチンについて伺います。

子宮頸がんは、子宮の入り口の部分にできるがん

で、年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかります。その中で約3,000人もの女性が亡くなっております。

子育て中の女性が罹患し、幼い子どもを残して亡くなるケースも多いことから、マザーキラーとも呼ばれている怖いがんです。

この子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルス——HPVというウイルスで、性交経験がある女性の80%以上が50歳までに感染すると言われております。

しかし、がんの中でも唯一予防できるがんとして、予防ワクチンが世界中で使用されるようになりました。

2013年4月より、国の定期接種となり、対象者の小学6年生から高校1年生までが定期接種として無償で接種できるようになりました。ところが、接種後、多様な症状が生じるとする報告により、国は2013年6月に、自治体による積極的勧奨の差し控えを行いました。にもかかわらず、国は、現在も、このワクチンを定期接種の対象としております。毎年予算化されているのが現状です。

ですから、接種を希望する小学6年生から高校1年生の女子は、定期接種として受けることが可能とされております。

そこでお伺いいたします。本市の定期接種が始まった当初から現在までの接種者数の状況と、今後の予防接種の考え方について、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 江口祥子議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防接種の実人員数と今後の予防接種の考え方についてであります。

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年度から定期予防接種となりましたが、お述べになりましたとおり、副反応の疑い例が報告されたことから、同年6月から積極的な接種勧奨は行わないこととなっております。

本市におきましては、国の勧告どおり、積極的な接種勧奨は行っていないところであり、現時点では、

これまでどおり、個別通知は行わず、接種希望者のみの接種としております。

これまでの接種者数については、健康増進課長に答弁をいただきます。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 接種実人員数についてであります。

接種者については、ワクチン接種の有効性やリスク等を十分理解した上で接種していただいております。平成25年度から令和元年度までに67人が接種しております。

○2番（江口祥子君） 平成25年度からは何名ぐらいたったんでしょうか。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 年度ごとの接種実人員数を答弁させていただきます。

平成25年度が実人員61人、26年度が1人、27年度、28年度、29年度はゼロであります。そして、平成30年度が1人、令和元年度が4人、合わせて67人の実人員となっております。

○2番（江口祥子君） ありがとうございます。

今お聞きして明らかですが、積極的勧奨をしなくなった途端、接種者数が激減しております。

接種勧奨を実施していた時期の接種率は約70%を超えていましたが、現在は全国で1%未満のようです。子宮頸がんワクチンをもはや知らない方々もいるようです。

厚生省は、HPVワクチンに関する情報の周知を進めるため、リーフレットを作成して、自治体で使用を促しています。

けれども、最近実施した認知度調査では、対象年齢の女性82.5%、その母親の87.7%がリーフレットを見たことがないといった結果でした。

また、同じ調査では、個別通知による周知を実施している自治体は、1,742自治体中97自治体にとどまっております。定期接種として接種できる権利そのものについても周知不足という状況であります。

そこでお伺いいたします。本市では、国が積極的勧奨を差し控えるとした内容を受けてから、対象者にどのように周知、対応されたか伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 対象者への周知についてでございます。

対象者への通知につきましては、広報紙、ホームページを通じて、接種対象者や子宮頸がんの原因などについて周知をしているところでございます。

○2番（江口祥子君） 本市のおしらせ版に掲載がありました。高く評価いたします。

いま一度、接種について、対象者、接種期間の詳細を伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 対象者につきましては、12歳となる日の属する年度の初日から、16歳となる日の属する年度の末日までにある女子の方となります。

接種は、3回接種となっております。

○2番（江口祥子君） 日本小児科医会は、子宮頸がん予防ワクチン接種通知についての願いとして、接種勧奨ではなく、周知のための通知を実施し、対象者へ正確な情報を伝えるための要望書を昨年12月に各自治体の首長宛てに提出をしているそうです。

HPVワクチンは、現在においても、予防接種法における定期接種として位置づけられており、自治体は、制度の周知を行う義務があります。

何も知らないまま定期接種の対象期間を過ぎてしまったという市民を出さないためにも、HPVワクチンの正しい情報を知って、接種の判断をしていただくために質問です。

補助対象の最終年齢者に対して、個別通知でお知らせすべきではないか伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 最終対象年齢者に対する個別通知についてでございます。

本市としましては、国の勧告どおり、積極的な接種勧奨は行っておりませんが、現在、国の検討部会において、情報提供の在り方について議論がなされていることから、国の方針が決定次第、対象者に対して通知をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（江口祥子君） 通知というのは、非常に捉え方が難しくなってくるのかもしれませんが、ただ、厚生労働省が出しているチラシ、リーフレット、こちらを対象者に確実に渡していく。これが周知に当たると考えます。

個別通知による確実な周知を行い、接種を判断す

るための情報材料を与えていただけたらと思います。

市長の考えをお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 江口祥子議員、大変詳しいデータを基にいろいろ御提言をいただいております。

お述べになりましたとおり、この子宮頸がん予防ワクチンというのは、平成25年度から定期予防接種となりました。

しかし、副反応の疑い例が報告されたことから、同年6月から、積極的な接種勧奨は行わないこととなっております。とても慎重な対応が求められると思います。

したがって、本市としましては、先ほど課長が答弁しましたとおり、国の勧告どおり、積極的な接種勧奨は行っておりませんが、現在、国の検討部会において、情報提供の在り方が、極めてこれは大事ですね。この入り口がですね。議論がされておりますので、国の方針が決定次第、その方針に沿って、対象者に対して通知してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） WHO——世界保健機関は、SDGsに子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすことを目標に掲げ、子宮頸がん排除への戦略として、HPV子宮頸がん予防ワクチン接種率90%を目標としています。

しかし、日本では、子宮頸がん患者数、死亡者数とも近年漸増傾向にあり、このまま、HPVワクチンの接種が進まない状況が改善しないと、子宮頸がんの予防において、世界の流れから大きく取り残される懸念があります。

ほかの定期接種と同様、周知徹底をし、個別の通知をお届けしていただき、打つ打たないは、御家庭にお任せすればよいと思います。

本当に個別に通知していただけるよう、強く、強く要望をして、この質問を終わります。

次に、GIGAスクール構想の取組について質問いたします。

2023年度までに小中学生に1人1台ずつ情報端末を配布する国の目標年度が、本年度内に前倒しされました。

文科省は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影

響により、教育課程の実施に支障が生じたことを理由とし、小学1年生から中学3年生まで遠隔授業ができるようにするためだそうです。

ハード面については、国の補助金を使えるということで、早めに整備したほうが良いと聞いております。

ただ「物が買えました」「できました」では、終わりではない事業だと考えております。推進する教育委員会と学校のコミュニケーションが重要になると思っています。

今でも負担の多い教職員の仕事量を今以上に増やすことにならないのか、GIGAスクールの導入が、子どもたちにとって構想どおりに、よりよい学びの環境になることを願うの質問です。

本市での学校ICT環境整備の状況と今後の計画について伺います。

○教育長（有村 孝君） 学校ICT環境整備の状況と今後の計画についてでございます。

学校におけるICT環境整備事業につきましては、現在、パソコン室に児童生徒用のタブレット端末を整備するとともに、教師用の校務用パソコンや校内通信ネットワークの整備も行っているところです。また、周辺機器として、プロジェクター、書画カメラ、電子黒板、プリンター等の整備等も行っております。

今後の計画につきましては、国のGIGAスクール構想の実現に向けまして、今年度中に、児童生徒1人1台のパソコン端末の購入をはじめといたしまして、高速大容量の校内通信ネットワークやパソコン端末の保管、充電等を行う収納庫、つまり電源キャビネットを3月末までに整備することといたしております。

○2番（江口祥子君） GIGAスクール構想では、1人1台の端末を整備する計画となっていることから、今後、児童生徒が端末を用いて授業を受ける機会は、現状と比べると格段に増えるものと考えます。

そうした状況において、端末がフリーズしてしまい操作ができないネットワークシステム障害やセキュリティの問題など、授業の進捗に影響が出ることも懸念されます。

そこで質問です。教職員のICTスキルの向上やシステム障害等への対処に向けた準備状況について伺います。

○教育長（有村 孝君） 議員仰せのとおり、端末が1人1台配備されて、オンライン授業をはじめ、それぞれの時間でICT教育が行われていくことになり、先ほど来仰せのとおり、教職員の負担もありますけれども、何といたしまして、課題は、教職員がこれを使いこなしていけるかどうかと、そして活用して、効率のよい授業が、分かる授業が展開できるかどうかと。そこだと考えております。

教職員のICTスキルの向上に向けましては、昨年度から、希望する市内の小中学校の教職員を会員といたしまして、ICT教育研究会を立ち上げて、そして、その活動を行って、今現在進行中ですが、今年度から、小学校で実施しているプログラミング教育についての実践発表とか、あるいは年間指導計画の作成、テレビ会議システムZoomを使ったオンライン授業体験など、ICT教育利用についての研究や情報交換、そしてまた、資料作成等に取り組んでいるところでございます。

さらに、マスコミにも取り上げていただきましたように、6月2日のセミナーには、市内の各小中学校の教職員44名、県費負担教職員が205名おりますけれども、大体5人に1人が参加していただいたんですが、そしてまた8月19日には、市の教育委員会も共催となりまして、夏期のセミナーを開催し、市内小中学校の教職員等28人が参加をいたしております。

本研究会で学んだことを活かしまして、6月15日の市来中学校区、幼小中一貫教育研修会とか、あるいは8月21日に開催いたしました串木野中学校、串木野西中学校区、小中一貫教育研修会においても、テレビ会議システムZoomを活用しまして、全体会が行われております。

また、串木野小では、1学期の終業式、2学期の始業式も、このテレビ会議システムを使って、新型コロナウイルス対策として行っているところでございます。

また、学校では、今も申し上げましたとおり、学

校間の合同授業、あるいは全校朝会、あるいは職員連絡会等においても、テレビ会議システムのZoomを活用した取組が進められております。

それから、システム障害のことがございましたが、先般行われましたICT教育会でのシステム障害につきましては、はっきりとした原因は分かっておりませんが、一度に多人数がアクセスするとトラブルが生じやすい傾向が見られます。

今後は、この活用を進める中で生じたトラブルとか、その対処法については、専門業者から派遣をされますICT支援員等との連携を図りながら、教職員間で情報を共有いたしまして、同じトラブルが発生しないように努めてまいります。

なお、このICT支援員というのは、月1回、学校が要請すれば訪問していただき、いろいろ支援をしていただく特別な専門支援員でございます。

○学校教育課長（藏 穂孝一君） 教職員の負担が増加するのではないかという御指摘に対しまして、お答えいたします。

GIGAスクール構想の実現のためには、教職員のICT活用能力の向上等に向けての研修が必要不可欠であります。当然ながら、そのための時間の確保や自己研さんの機会等を設定することが大切です。

ただその一方で、GIGAスクール構想の実現により、学校の通信環境が整備されることで、校内業務の支援システムやツールの導入が進み、様々な公務の負担を減らすことも可能となってまいります。

具体的には、授業で用いる教材プリントの作成や成績評価の書類、小テストの採点業務といった管理全てがデジタル上で実施することができ、業務の効率化を図ることも、この導入により可能となってまいります。

また、児童生徒の成績データが進級によって損なわれることなく、一つのシステムで、学校内において管理共有することができるようになりますので、より充実した教科指導が実現していくと考えているところでございます。

○2番（江口祥子君） 学校における労働環境、学習環境が変化していく中、本市の小中学校に通う児

童生徒、働いている教職員の皆様にこれまで以上に
よりよい環境で学習、仕事をしていただきたいと思います。

そこで質問です。GIGAスクール構想の取組に
おける今後の課題、目標について伺います。

○教委総務課長（瀬川 大君） GIGAスクール
構想の取組における今後の課題についてございま
す。

1人1台端末の活用による教育的効果は大きいと
思われますけれども、半面、長時間利用による健康
対策、また、有害情報へのアクセス対策、機器の破
損等への対応に加えまして、先ほどもありました教
員のICT指導力の向上に努める必要があると考
えております。

また、機器整備の面におきましては、今年度にお
いて、児童生徒1人1台のパソコン端末を整備いた
しますけれども、今後、この機器の更新等に伴う財
源確保が課題になってくると考えているところでご
ざいます。

○2番（江口祥子君） 子どもたちを誰一人取り残
すことのない観点から、欠席や不登校で登校できな
い児童生徒、特別な配慮が必要な児童生徒にとつ
ても、オンラインで話ができ、会話へのハードルが低
くなり、支援につながると考えます。

子どもたちが、いちき串木野市に住んでいてよか
ったと思えるような教育を提供できるよう、全力で
取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで昼食のため休憩い
たします。

再開は午後1時10分とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時09分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議
を開きます。

次に、大六野一美議員の発言を許します。

[7番大六野一美君登壇]

○7番（大六野一美君） 私は、市民の声を基に、
通告をいたしました2件について、市長並びに教育

長の御所見をお伺いいたします。

コロナ禍の中で、税込減や交付税の減少が想定さ
れる厳しい市政状況の中で、予算計上についても、
従来より増してシビアに計上することが要望されま
す。

1件目の予算計上について、基本的な予算計上の
在り方について、お伺いをいたします。

令和2年度の予算については、コロナ以前の予算
組みでありますけれども、今後の予算についても基
本は同じであるというふうに考えております。

どのような基礎算定をされ、予算計上されるのか
をお伺いし、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 大六野一美議員の御質問に
お答えいたします。

予算計上の在り方についてであります。

自治体運営の根幹は、言うまでもなく、最少の経
費で最大の効果を上げることです。これが、
予算における基本であろうかと思えます。

特に、目下の厳しい財政状況において、持続可能
な財政運営を実現するため、行政改革大綱等に掲げ
た取組項目の適切な推進により、単年度の収支バラ
ンスの改善と必要な施策を実行するための財源を確
保しつつ、市民ニーズや事業効果を勘案した上で、
常に必要な事業に厳選しており、コスト意識を徹底
しながら、最少の経費で最大の効果が上げられるよ
う予算計上をしているところであります。

○7番（大六野一美君） 市長から答弁をいただき
ました。

当然、当たり前でもっともな答弁でありますけれ
ども、ややもすると、非常に看過できない予算の在
り方があるやに私は感じております。

基本的な予算計上については、今、市長答弁のと
おりだというふうに理解はいたしますが、2番目の
公共工事における基本的な工事費計上の算定方法と
スケジュールについて、お伺いをいたします。

ちなみに、先の委員会の中で、浜西住宅の事業に
関して、非常に私個人としては解せない理解をいた
しました。よって、ここで再度一般質問とする形を
取ったわけです。

だから、そこらの状況を再度詳しくお伺いをいたします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 公共工事における基本的な工事費計算の積算方法とスケジュール管理についてであります。

一般的な公共工事費の積算につきましては、類似事例がある場合は、その実績により積算する方法、特殊な場合は、見積りを取得する方法、大型事業や特殊な工事等におきましては、設計コンサルタントに外注し、工事費を積算しているところであります。

スケジュールとしましては、事業実施する前年度の当初予算計上前に工事費を積算しているところであります。

その後、事業実施年度になってから、最新の公共単価に入替えを行い、実施設計書を作成し、工事発注する流れとなっております。

お尋ねの旧浜西住宅解体工事に関する予算についてであります。計画では、解体工事を令和元年度に実施できると見込み、解体の実施設計は平成30年度に行い、工事費の積算をしておりました。

令和元年度に、県から、外壁改修や建物解体の工事の際には一般的な外壁吹きつけ材のアスベストの調査が必要であるとの指摘を受けたところです。

大気汚染防止法の改正があり、令和元年度を境に一般的な建物に関して、2006年8月、平成でいうと平成18年以前の建設で外壁の塗装剤や下地材でもアスベスト含有の可能性があります。解体工事を行う際は調査が必要になりました。

令和元年度に、解体費予算を算出する時点で、アスベスト調査の確認ができていなかったことから、アスベスト撤去を含めた予算計上を行ったところがあります。

その後、分析調査を行った結果、アスベストが含まれていなかったため、その分の費用が不要になったところがあります。

今後、このようなことがないよう、適切な予算計上に努めてまいります。

○7番（大六野一美君） このことは、委託料と称して150万円予算を組んでありましたよね。それをもって、当然、いろんなアスベストの問題、もろも

ろ調査をした上で予算計上するもんだというふうに私は理解しております。

それは、確かに、令和元年、平成30年度を積算していたから云々という話も分からなくてもないけれども、しかし、担当課長の説明は非常に解せない、理解し難い。この場で言うべきか否か、ある課長からも、高所大所からという話でございましたので。

ただ、その予算を「どうなるか分からないから100万円残して」なんていう説明も受けております。だから、そういうことで全ての予算が組まれるのかなという思いでの質問なんです。その100万円の理由を教えてください。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 現在の浜西住宅解体に100万円を残したことについてであります。

当初設計では、この建物の南側に個人の通路がありまして、それに接近した形で建物が建っております。足場も、個人の通路に足場をかけさせてもらっておりますが、当初は、過大設計になればいけないということで、ここの部分の復旧費は見えていなかったところなんです。工業者が決まって、我々も想定しておりましたけど、実際、業者と語る中で、基礎を解体するとき、どうしてもその通路は破損せざるを得ないということで、その復旧費を35万円ぐらいだったと思うんですが。それと、西側、建物の裏側なんですけど、崖がありまして、そこがモルタル吹きつけをしてあります。一部、東側が、自然崖のままできているところがあります。建物が接近してありまして、そこが、基礎解体時、建物解体時に崩れることが懸念されるため、その費用を65万円ほど、計100万円と見積もって、残したところがあります。

○7番（大六野一美君） 非常に分かりにくいよね。責める形になりますので、また改めて、個人的に言うこととして、あまり深くは言うつもりありませんけど、だって基本、浜西住宅の状況を、現況を見た中で解体工事の見積りをするわけでしょう。それが、後から云々いろんなのがついてくるところにね、脇の甘さ、行政のスタンスの甘さがあるというふうに僕は思っているんですよ。

あんたの説明は、何があるか分からんから100万

円残して、入札率87.34%ですか。これだけを減額しますという説明ですよ。

委員会の中でも、二、三、いろいろあったけど、ただ、その答弁にあなたは終始したんですよ。財政課長が一部フォローしたけど、それでも、ましてまた同じ事を。

あまり、個人的なあなたのあれになるから、これ以上は言いませんが、もうちょっとしっかりと議会でも、市民にも説明はできるだけのものを持って対応していただかないと、非常に看過できない、疑念を抱かざるを得ないというふうに僕は思っています。

まだまだいっぱい言いたいことはありますけど、行政の体質なのか、あるいはあなた個人の問題なのかということを含めてね、市長、その辺りはどうなんですか。

○副市長（中屋謙治君） 先の臨時議会において、この浜西住宅の件、入札残、それから当初予定しておりましたこのアスベストの関係、こういうことで予算をお願いしたところでございます。

説明において、一部不十分な点があって、誤解を招いた。このことについては、深くおわびを申し上げ、今後、ここら辺を徹底するように取り組んでいきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

○7番（大六野一美君） このことが、行政全般の疑惑を招かぬようなことにならないように、今後はしっかりと気を引き締めて予算計上をやっていたきたいというふうに申し添えておきます。

これ以上、苦しい答弁を聞きたくないの、これでやめますが、その辺は今後につなげるように、こういうことが二度とないように、しっかりと、しっかりと説明できるような予算計上の在り方、あるいは委員会対応なり議会対応なり、しっかりと説明ができるようなものを持って臨んでいただきたいということを申し添えておきます。

それから、次に、教育長の教育方針の真髓についてということで、教育長の教育に関する本当の意味でのお気持ちをお聞かせください。

○教育長（有村 孝君） 教育の真髓について、本質というんでしょうか、私の見解を申し上げてみた

いと思えます。

よく「教育は人なり」と言われるとおりに、やはり教育を行う教職員は、子どもたちや保護者から信頼されるためには、正面から向き合って、誠心誠意取り組んで、教職という専門の職務内容を肝に銘じて、教育は後ろ姿でも教育をするんだという、そういうことを自覚すべきではなからうかなと思えます。

何といたしても、家庭教育、学校教育、社会教育では、教育する側の姿勢が大事だと思っております。

学校は、子どもたちが安心して、安全な環境の中で平等に教育を受けて、お互いに切磋琢磨しながら成長するところだと思っております。

学校での様々な教育活動を通して、相手の立場や気持ちを理解し、思いやりのある心を育むなど、人権尊重、人命尊重の精神を基本に、生きる力、生き抜く力を育成しまして、確かな学力、豊かな人間性、そして健康、体力の調和の取れた子どもたちを育成することだろうと思っております。

本質といたしましうか、学校現場と保護者及び子どもたちの信頼なくして教育は成り立たないだろうと。

議員もそのようにお考えだと思っておりますけれども、今後とも、教育委員会としましても、あらゆる研修機会を通して、教職員の個々の資質能力の向上、それとともに保護者及び子どもたちとの、先ほど来繰り返しておりますけれども、良好な人間関係、リレーションというんでしょうか、これを築くために、各学校での生徒指導の充実というのは非常に大切な要素になっていくんじゃないかなと思っております。

この生徒指導の充実につきましても、今後、さらに努めてまいりたいと思っております。

○7番（大六野一美君） 教育長、今、標準的なことで説明をいただきました。

しかし、昨日もありましたけれども、本市でいじめの問題がマスコミの餌食になった。このことが、今、教育長が言われるように、子どもと教育現場との信頼関係、あるいはそれを取り巻く保護者との信頼関係、これがないゆえんだというふうに私は思っ

ています。

子どもの世界でいろいろ争い事があることは本市だけの問題じゃないんですね、これ。恐らく全国各地でこういうことは起きている。それをいじめとして、水面上に上がってくるか来んかというのは教育力なんですよ。

教育長をトップとした学校現場が、子どもとの信頼関係、あるいは保護者との信頼関係を築いておれば、あるいは1件1件、その都度、上から目線ではなくて子ども目線で、あるいは保護者目線で、物事を見て理解をして、そこに同じ目を持っていけば、私はこういうことにはなっていないと。

昨日の一般質問でも、ひょうひょうと議員全員協議会で説明されたことを答弁されていました。私はね、どっちかという、非常におかしな光景だというふうに思ってます。今、審査会が立ち上がって、審査をしている中で、あれを堂々と言える、そこに何か一抹の不安を感じました。

子どもと、教育長を中心とした教育現場と、保護者との信頼関係がないゆえんだというふうに私は思っていますけど、そこらは教育長、どうですか。

○教育長（有村 孝君） 昨日の一般質問でもお答えしましたけれども、この中学校での事案につきましては、主に5件のうち4件は、もう保護者同士で解決していると、その都度ですね。最後の五つ目の事案がちょっとこじれていると。

いずれもいじめという認識じゃなくて、学校も、トラブルと。生徒指導上のトラブルだということで、その都度、きちっ、きちっと現場確認をして、私どもはトラブルとして、毎月、月例報告で上がってきているわけです。ただ、五つ目の事案がちょっとこじれて、いまだに引き続いている。

それも、最初から、今、議員仰せのとおり、もうちょっと信頼関係があったならば、また違った結果になっていたのかなあと、後悔するなり、反省もしているわけですがけれども、どこでどうこじれたのか、それがまた、いじめ調査委員会ではっきりと調査をしていただいて、どこにどのような課題があったのかということをもっとお聞きしまして、報告書に出てくるとお思いますので、それを学校、また私ども教育

行政をあずかる者として、今後活かしていきたいなと思っています。

今、議員仰せのとおり、確かに親子、学校、教師、その三者の人間関係の濃密さが足りなかったのかなあと、信頼関係が足りなかったということは言えると思います。私どもも考えているところでございます。

○7番（大六野一美君） 教育長、調査結果の結果が出る前にですよ、そこらの状況は自分でちゃんと把握しとかないかんでしょう。

教育行政のトップとして、もちろん現場は校長がトップでしょうけど、その上における教育長としてね、そこはちゃんと、もうちょっと目線を下げて、上から目線じゃなくて。先生方がおって子どもがおるじゃないんですよ。子どもがおるから先生方がおるんですよ。

そういう観点から考えますとね、教育長、それは、もうちょっと腰を下げて、びんたを下げて、子どもの目線で物事を見て話し合わない、というのが発生をしてくる。

先ほども言いましたけど、こういう事案というのはうちだけじゃないんですよ。昨日、おとといも、知覧の話も、こんなのがあります。だけど、そういうところはマスコミの餌食にならないじゃないですか。それはそれで、やっぱり周りの中でしっかりと話合いをして、納得をしてもらっている。

先ほど、教育長は、4件は済んだけど1件がと言う。そのような考え方でね、父兄や子どもに対しているからこういうふうになってると僕は思っているんですよ。

当該生徒もそうだけど、相手の子どもも心に傷を負うということになりますからね、これだけマスコミでやられますとね。だから、教育上、大きなマイナスですよ、どっちの子どもにとっても。だからその辺りは、教育長はどういうふうに理解されますか。

○教育長（有村 孝君） 私も、立場的には現場主義を取っております。

そして、この事案につきましても、早速、昨日も答弁しましたように、うちの職員も、生徒等の聞き

取り、それから教職員、管理職をはじめ、7回、8回繰り返して、上から目線ということでございせんけれども、教育委員会としては、事実確認をして、そして、双方にお話をして、学校は納得するんですけども、相手の申立人のほうが納得されなかったということです。こういう事態になったということは、もうお分かりだと思うんですけども、決して上から目線で子どもたちを見ているんじゃない、両方とも、加害者、被害者と言われる子どもたち、あるいは保護者の立場に立って、私どもも、事実調査を把握に七、八回行っておりますので、そこ辺りを御理解いただければと思います。

そして、いじめ調査委員会で審議されて、調査研究されておりますので、私どもは今、立ち入れない状況に入っています。それまでは、現場主義を取って、事実確認をして、最大限してきた、100%と言いませんけれども、できる限りは、やってきたと。

「またか」と言われたことも、学校からありましたけれども、子どもから「また聞き取りですか」と言われることもあるんですけども、それほど大きな問題にならないように、その都度、危機管理をしっかり持って、学校長も指導しておりますし、学校もそのとおりに実施してきていると思っております。

今後ともまた、今、議員御指摘のとおり、学校、あるいは教職員と保護者、子ども、この3者の信頼関係、厚い信頼関係を築いていく必要も、これは教育活動の規定と、根本ということになりますので、これからも生徒指導の充実をはじめ、努めてまいりたいと思っております。

○7番（大六野一美君） 七、八回、学校に行って聞き取りをしたの何のということではなくて、もうちょっと、教育長も学校現場に足を運んでいろいろすれば、空気は分かるはずですからね。たまには、串中で5回ということだから、報告があったときには行って状況を探れば、ある程度理解をされるまで、生徒にも保護者にも、理解されるまでやらなきゃいかんじゃないですか。それが教育でしょう。これから何十年生きていく子どもたちの基礎をつくっている義務教育時代のことでしょ。

それを、自分たちはこうやりました、ああやりました

したということじゃなくて、これも大事だけれども、やっぱり子どもや父兄が納得するようなところまで、低く下りて話し合いをして納得して、そして、それから先を進んでもらう。

これが、僕は教育の真髄だというふうに思っているんですよ。先ほども言いましたけど、先生方がおって、子どもがおるんじゃないんです。子どもがおって先生方がおる。そのお互いの立場の中で、ただ立場だけで物を言ったって前には進みませんからね、教育長。やっぱりそこらは教育長が一番認識をしなきゃいかんことだというふうに僕は思っています。

ただ、7回、8回やりましたなんていう、その説明では、私は少なくとも納得はしない。なぜ、最後の5回目を納得させるだけのものを。教育長も現場に足を運んで話をして、解決をするまでやらなきゃいかんじゃないですか。

それは、当該の生徒だけの問題ではないですよ。相手に、5回なった人たちの子どももね、これだけテレビや新聞で報道されますと、心に痛手を負っているはずですよ。

負ったまま、7回、8回行って云々という、そういう悠長なことで、本当の子どもを思う、子ども優先の教育というのはできておるんですか。僕は疑問に思いますがね。

○教育長（有村 孝君） この事案については、もう今年の6月から、何回となく学校も家庭訪問をして、「来てください。謝ります」と。いろいろやって学校も設定しました。それでも、来られません。教育委員会にも来られました。話も十分、内部調査の結果等も十二分に話をしました。

でも、「それは違う」と。ただ、その相違点なんです。我々が調査したのと違うんじゃないかと。

それだけの1点で、今ここまで引きずられてきているわけです。我々も理解してもらうために、調査委員会を立ち上げるつもりはなかったわけですが、こういう状態、委員会を開いて、「こうでした、内部でもこうしましたよ」と、来ていただいて、親子に説明しても、納得していただけなかったんです。

学校も、昨年来ずっと「話し合いを持ちましょう」と言われても来られない。拒否。そして、家庭訪問

しても会わない。どうしようかということで、我々も、学校、また教育委員会とも、何とかこちらからも連絡と取りましょうということでもなかなか連絡は取れない。

そういう状況で、これはちょっと特殊な事案ではあったと考えております。もちろん、議員がおっしゃるとおり、私ども教育行政あるいは学校も、もうちょっと現場主義に立って、三方の人間関係、信頼関係をつくる努力が足りなかったと、こういうことは事実だと思っております。

今後、こういうことが二度とないように、また、今、議員仰せのとおり、信頼関係を構築するために、特に生徒指導等の充実については、既に臨時校長会等でもやりましたけれども、再度、繰り返しやっていきたいと思っております。

要は、教職員が、保護者、子どもとの人間関係、信頼関係をつくるということが、教育活動の基本、根本でございますので、そこに重点を置いてやっていきたいと思っております。

○7番（大六野一美君） 教育長、5回目の件が引っかかっていると。5回目の件だけじゃなくて、1回目からずっと増幅しておるんだというふうに私は思っているんですね、生徒あるいは保護者の気持ちがね。

だから、何でもそうですけどね、傷の小さいうちに対応しとかないと、どうしようもなくなってから、相手が会ってくれないの、来てくれないのと。それは教育委員会の言う言葉でしてね、相手には、それはまた逆ですからね。

だから、そこまでなるまでに、私は教育長を中心とした学校現場の配慮が足りてないと思っている。子どもに、いさかいはありますよ。大人の世界だっていさかいはありますから。

それをある程度、お互いが納得できるような話合いを持って解決をしていく。そうすることが、先ほども言いますように、子どもも傷が残らん、相手の子どもも傷が残らん。そこにやっぱり教育の原点を置くべきだというふうに僕は思っています。

だから、教育長の答弁は、「いや、あぁしました、こうしました」ということだけです。あと一歩、

二歩、教育長は前に出ないと。ただ型にはまった何とかのように、自分のラインでね、物事だけを言ったって、こうなってきてからは、もう、いかんともし難い状況ですよ。

だから、くどいようですが、ほかの市にもいろいろあるんです。だけど、ここまでテレビやら新聞の餌食になったところは数少ないですがね。だから、その点を教育長としてはどう考えておられますか。

○教育長（有村 孝君） 本当にマスコミに報道されて、申し訳ないなと思っております。しかし、私は、個人としてはマスコミの一方的な報道だと、いまだに考えております。

先ほど来、申しておりますように、事案が起こった日に謝罪に行っているんです。謝罪を受け付けません。その後も、繰り返し保護者をはじめ、学校もやっているんですけれども、今回の場合は特例、特殊と言いましたけれども、受け付けてくれない。それが延々とこう続いて、そしてまた、いろいろ、ここで申し上げられませんが、相手方のまたいろんなやりようといいたいでしょうか、やり方によって、問題が大きくなって、こんなふうになってきたと。

もちろん、責任は私どもにもあります。学校にもあります。その多くは私どもにあると思うんですけれども、我々は、学校から報告が上がってきたら、すぐ行って、やれば、もちろんよかったですけどね、一つ一つ学校訪問するわけにもいかないんですが、月例報告が出てきた段階では、そういう処置を、こうしたらどうかとか、学校のほうにも指導はしますけれども、今後は、さらにそこら辺りを詳細に、かつ迅速に対応していきたいなと思っております。

本当に市民の皆さん、議会の皆さんにも申し訳ないなと思っておりますけど、早くこういう調査委員会を終了していただいて、事実が明らかになることを期待しながら、また今後、教育活動の充実に努めてまいりたいと。

特に、生徒指導、先ほど来申しておりますように、やっぱり保護者、子ども、教師、この3者の信頼関係がないと教育というのは成り立たない。家庭教育でもそうだと思います。社会教育でもそうだと思います。そういうことで、今後、またさらに努めてま

いりたいと思っています。

○7番（大六野一美君） 決していいことでありませんのでね、教育長。これをいい教訓として、こういうことが二度と起きないように、何か小さな事案があったらすぐ、子ども、父兄の前で解決をしてほしいということを申し添えておきます。

時間がありませんので、次に、校長、教頭住宅の使用状況と現状、改修も含めて、お聞きをいたします。

○教委総務課長（瀬川 大君） 校長、教頭住宅の、まず使用状況についてでございます。

現在、市内14小中学校ございますが、校長、教頭住宅28棟につきましては、全て入居されている状況でございます。

今後の改修計画についてでございますが、築40年を超えている校長、教頭住宅は5棟ありますけれども、建物の状態がよいため、現在のところ、建替などの大規模な改修については、計画していないところでございます。

建物が損傷した場合等におきましては、補修、修繕により、その都度対応しているところでございます。

今後は、使用が難しくなった校長、教頭住宅については、原則、校区内の民間借家等を活用することといたしまして、民間借家が確保できない地域につきましては、学校の実情等も踏まえながら、建替等も視野に入れて、検討してまいりたいと考えております。

○7番（大六野一美君） とりわけうちの近くの生冠中の教頭住宅なんだけど、駐車場が草ぼうぼう。近くだけ人の気配をまだ一遍も見たことがないし、どうなっているのかなというふうに思っていますが、どうなってます。

○教委総務課長（瀬川 大君） 生冠中学校の教頭住宅の話でございますけれども、生冠中の教頭先生につきましては、県の教職員定期人事異動に伴い、今年新しく入居されたところでございます。

入居手続きにつきましては、4月の段階で行われまして、4月から居住されているということは、こちらで確認はしているところでございます。

○7番（大六野一美君） 総務課長、そう言われるけど、前、私が通告をしてから、たまにやぶの中に車は置いてありますけど、人は見たことはない。居住している実態は、僕は全然確認してないんですけど、学校には出ておられるんですか。

○学校教育課長（藏 薫孝一君） 生冠中学校の教頭先生につきましてですが、個人的なことで、詳細を申し上げることはいたしません、一時的に体調を壊されて休んでおられた時期がありましたが、現在は復帰されているところでございます。

○7番（大六野一美君） もう9月の半ばですけどね、一遍も見たことはない、それまでは。私の通告があつてからは、やぶに車がたまに駐車をしておりますけど、人影は全くないです。

電気もつかないし、何も無いという状況なんですけど、そういう状態で学校運営はうまくいくんでしょうね。生徒に支障はないんでしょうね。

○教育長（有村 孝君） 先ほど課長が答弁しましたように、4月の定期異動で、大隅半島のほうから来ていただきまして、生冠中の教頭と。新しく教頭先生になられた先生でございますが、教育委員会から来ていただきましたけれども、一時、六、七月に体調を壊されて休んでおられましたが、8月の中頃から、お盆過ぎからは復帰して、今現在勤めていらっしゃいます。

ただ、単身赴任でございますので、今、議員仰せのとおり、姿を見る機会が少ないかもしれません。通常、妻帯の教頭先生と比べますと、24時間おりませんので、いないときがあるかもしれませんけれども、学校は通常どおり、今、勤務をしているところでございます。

休みを取っている間はもちろん、校長が中心になりながら、学校全体で補強していくという状態でやっております。ほとんどが夏休み期間中にかかったものですから、その辺、授業等には、教頭ですから支障はないんですけど、学校運営上、管理職が欠けるというのは、大変なことでございます。

○7番（大六野一美君） 時間がなくなってきましたんでね、しかし、教育長、管理職が単身でという、それは以前も言いましたけど、この時期に、給料だ

け食う教員は要らんだろうと。昔みたいに地域に居を構えながら、朝な夕な子どもたちと接して、そうすることで、さっきのああいふ問題も解消されていくんですよ。ましてや管理職が家の都合で単身でという、そこに、教育長、ちょっと甘さはないんですか。

○教育長（有村 孝君） 一昔前は、管理職は妻帯をしないと駄目となっておったんですが、今、教頭は、半分は単身赴任でございます、県内ですね。女性の独身も含めて、男性も独身を含めてですよ。そういう時代になっております。

そしてまた、今、妻帯でないと駄目となりますと、抜てき者がいないんです。子どもの教育とか、あるいは転校させたくないとか、親の介護とか、そういったような感じで、単身ならということで、校長も単身が数%になってきつつあります。

ですから、単身も、「じゃあ、奥さんが働いているところはしょうがないじゃないか」と、こうなってくるんですけども、そういうことも女性参画社会になりましてから、俄然この割合が、単身赴任が多くなってきております。

ですから、「できるだけ妻帯者をください」と言っても、いちき串木野市だけにというわけにはいきません。そしてまた、妻帯だから力があるかと。またそうは限りませんので、要は、教頭としての資質、能力がある人をとお願いすると、単身しかおりませんとか、そういう感じで配置されるという状況でございます。

私も精いっぱいやってはいますけれども、うちだけに妻帯者の力のあるのをくださいとお願いはするんですけども、それは県内一円、50%近くになると、なかなか当たらないといいましょうか、いらっしやらないという状況でございます。今後はまだ増えていくんじゃないかならうかなと思っっているんです。

しかし、単身だから、学校運営に支障があったら、また問題ですので、そこら辺りは十分に、また任命権者である県教育委員会のほうも、考えてやったださるんじゃないかならうかなと、我々も要望しますけど。そういう考え方で、人事異動の要望、具申をし

ている、内申をしているところでございます。

○7番（大六野一美君） 聖職と言われた先生方も、我が家庭を最優先している。この現状を鑑みて、子どもたちが行く末どうなるのかと案じながら、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、西別府 治議員の発言を許します。

[11番西別府 治君登壇]

○11番（西別府 治君） 内水による浸水は、堤防の決壊や河川からあふれた水による浸水よりも、発生頻度が高く、市民生活に密接な関わりを持っており、現在、気候変動により、予想をはるかに超える雨量となっております。

そこで、内水ハザードマップ作成と浸水対策についてですが、ハザードマップの必要について伺います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西別府 治議員の御質問にお答えいたします。

近年、全国各地で、今お述べになりましたとおり、記録的な豪雨が頻発して、甚大な浸水被害が発生をしております。したがって、ハザードマップの必要性があるのではなからうかという御質問であります。

本市においても、7月豪雨により、市街地を中心に浸水被害が発生いたしました。内水における浸水は、河川による浸水より頻度が高く、発生までの時間が短いというのが特徴であります。

市街地における内水ハザードマップは、特別に作成はしてはおりませんが、既存の防災ハザードマップの見直しを行い、浸水に関する情報等を市民の皆様へ提供してまいりたいと考えております。

○11番（西別府 治君） いわゆる災害の被災の最小化というのが、最も大切になってくるわけですね。その中において、今、作られているハザードマップと重ね合わせながら進めていくということでございます。

住民の自助であったり、共助であったり、ここら辺りを促進することが大切ではないかなというふうに考えております。ハザードマップについての必要

性については、十分理解をさせていただいたところ
でございます。

次に、ハザードマップの基本方針の検討による効
果について伺います。

○上下水道課長（福山修司郎君） ハザードマップ
の基本方針の検討による効果についてであります。

現在、本市においては、防災ハザードマップを作
成し、海拔の表示や、土砂災害警戒区域、津波によ
る浸水区域などの周知を行っているところでありま
す。

今後は、7月豪雨の被害状況を加味して、市街地
における過去の浸水被害を改めて検証し、既存の防
災ハザードマップに内水による浸水区域を表示し、
市民の皆様へ分かりやすく周知を図ることにより、
周辺住民の方々の防災意識が、より一層高まるもの
と考えているところでございます。

○11番（西別府 治君） ハザードマップにそうい
った過去の例を含めながら、浸水地域の明確なこと
を示して、住民に対して防災の意識を高めていく。
これに尽きると思います。

現在、段階的に進められていらっしゃるんですけど、
引き続き、内容の濃いものにしていただきたいとい
うふうに考えます。

次に3番目、浸水シミュレーションによる内水浸
水想定について伺います。

○上下水道課長（福山修司郎君） 浸水シミュレ
ーションによる内水浸水想定についてであります。

先ほど申しましたとおり、市街地における内水ハ
ザードマップは現在作成しておらず、その基礎とな
る浸水シミュレーションを行っておりません。

一般的に、時間雨量が20ミリから30ミリで、道路
側溝や小さな川があふれる内水氾濫が発生し始めると
言われております。

また、近年の雨の降り方も変わってきております
ので、今後、過去の浸水被害を検証し、市民の皆様
にも分かりやすいよう、既存の防災ハザードマップ
を基本に、浸水区域を表示し、周知に努めてまいり
たいと考えております。

○11番（西別府 治君） 市民に分かりやすく表示
するということです。

基本的には、これ、私と担当課と今、話をしてお
りますけど、やはり市民というのが、ここの後ろに
いるわけですね。だから、市民の皆さんに見える化
といたしますか、よく分かりやすいように、つくり上
げていく。この見える化をやっていただきたいとい
うふうに考えております。

それから、市民の皆さん、平常時は、あまり護岸
が壊れたとかそういったところではないもんですか
ら、水が引けば通常と変わらない現状があるわけ
ですね。

ですから、平常時から市民の方々に浸水に対する
意識を高めてもらう。ここら辺りが大切になってく
るのではないかなと思っております。

詳しくは、様々な要件がありまして、地域に応じ
たもの、そしてまた災害に対する予防のこと、そし
てまた災害に対する学習、今言いましたけど。そう
いったことを積み重ねていくことが、最も大切にな
ってくると考えておりますので、ぜひ、市民の皆さん
が分かる、そしてまた、そういった環境の方々が、
安心とまではいきませんが、見える判断をして、
できるような状態をつくっていただきたいと思っ
ています。

それから、今、ハザードマップに入れていくとい
うことでありますけど、地形情報を活用した内水浸
水想定というのがありまして、例えば、低い土地の
ところに溝が、小さな川が流れてまして、それもも
ういっぱいになったと。これ以上流すことができな
い。その状態の中で、低い土地に、上から来た水、
雨が降った水がたまっていきます。これを、地形情
報を活用した内水浸水想定というのがあります。

ここら辺りを活用しながら、これ、提案ですけど
ね、市道大原港線の道路形状の変更による、浸水地
域への雨水の流量コントロールはできないかとい
うこととお伺いをいたします。

○土木課長（内田修一君） 市道大原港線における
排水は、都市下水路の流川が流末となり、一部の区
域において、大雨の際、冠水が発生しております。

議員仰せのように、国が公開している地図デー
タ等を参考に、排水経路や側溝の改修などについては、
気候変動に伴い、降雨量の変化も見ながら、対策を

検討してまいりたいと思っております。

○11番（西別府 治君） これ、簡易法なんですけど、流下能力がもう完全に超えているよということの判断の中で進めていきますから、割とやりやすいものでありますので、様々な検討をしていただきたいと思えます。

市長、一つだけ、この項の中で、9月9日、地球温暖化での国内影響というのを環境省が出しまして、大きな災害リスクの指摘をしております。その中で、洪水や土砂災害が同時多発的に起こる可能性が拡大しているということらしいです。

5年前から、取りまとめておるんですけど、まだこれ、案です。案の状態を出していかないと、市長がさっきおっしゃったようなことが間近に迫っているんじゃないかと、現実に起こっているんじゃないかということでもありますので、さっきからずっとお聞きしておりますけど、気候変動からの危険回避と、安心な住民生活の確保のための質問であります。

ここら辺りについて、市長の御見解をお伺いしたいと思えます。

○市長（田畑誠一君） 私たちの使命というのは、しっかり次世代につなぐ行政を進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

そんな中で、たくさん大事なことはありますけれども、市民の命を守ることが一番大事であります。

先ほどから、いろんな詳しいデータをお示しになってお話をしておられますが、おっしゃるとおり、近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発しております。市内の大里川は今まで決壊してないと私は思うんですけど、そういう状況にあって、しかも、今の豪雨というのは集中的に襲ってくるということで、さっき内水ハザードマップの話がされましたが、一番最初浸水するのは、市街地の低いところですよ。

そして、この内水の浸水というのは、非常に短時間で襲われるという。

例えば、この間の大雨災害のときに、春日町に行きました。春日町で、前の台風のときに7軒床上浸水したんですね、たしか。私どももずっと副市長以下、こうして担当課と回ったんですけど、春日町に

公園がありますよね、九電のあそこに。かさ上げした公園がありますね。そこに車を1メートル何十センチかな、ぐらい高いですよ。車を夕方、持ってきて、そこに車の避難をさせたそうですよ。それを目の前で見て、公園の前ですから、晩酌をしながら見ていた人が、「車を公園にわざわざ運ぶが、そいなこつがあいもんか」と言って、ちょっとほろ酔い機嫌になった頃、外を見たら、我が車はつかあったというんですよ。

それから、この間もテレビで御覧になったと思いますが、熊本の球磨川が決壊して、道路に水が浸入してきました。ずっとカメラに映っているわけですよ。

そして、道路が1メートル50センチぐらいになるまで、20分しかかからなかったそうですよ。時間とともにずっと記録されてますから。民家で今、ちゃんとカメラを用意した人はいますよね、設置した人が。その話をテレビでしてまして、びっくりしましたね。20分じゃ逃げようがないですよ。それでみんな車も水浸しになって廃車ですよ。

そういうことをおっしゃってました。とにかく最近の雨というのは、まさに、よくゲリラ豪雨と言われますが、集中的に、しかも極めて短時間で。昔は50ミリ雨量で河川を考えるとかだったんですけど、昨日どなたでしたか、おっしゃったんですけど、50ミリ以上の時間雨量が百数十回だったのが、今はその1.5倍とおっしゃいましたけれども、とにかく、まさに異常気象。多分、多分じゃなくて、地球温暖化のせいだと思いますけれども、とにかくこういう状況にありますので、ちょうど西別府議員が、「課長と議論を交わしているけど、後ろに市民がいる」とおっしゃいましたが、まさにそのとおりであります。

市民の皆さん方に、こういった危ない、本当、あつという間なんですよということを、事例を示して、いろんな対策を講じると同時に、そういう事例を引き合いにして話をしないと、あんまり深刻に思わんですよ、「大丈夫じゃが」と言って。

だからその辺を、さっき後ろにはみんな市民がいるんですよ。そのとおりです。市民の皆さんにそういう示し方をしていかなきゃいかんというふうに

思います。

さっき答弁いたしましたけど、いつも空振りでもいいから、命を守るためにと言って、避難所を先に本市は開設します。

だけど、全部合わせたら100人も避難されないんです、今までは。今度は1,393人避難されたんです。これは、今まさにおっしゃる、市民に、かねてから、そういった意識づけをすべきだという、まさにそのことだと思います。

今後とも、いろんな対策を講じると同時に、主役である市民の皆さん方に、その対応についての意識を高めるということが大事だと思っておりますので、その両面から努力をしてみたいと思います。

○議長（下迫田良信君） 今、質問の途中ですが、ここで新型コロナウイルス対策のため、しばらく休憩いたします。

再開は、午後2時20分とします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時21分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○11番（西別府 治君） 次に、漁業集落排水事業の公営企業法適用について、特別会計を取り巻く状況の変化と改革の必要性についてを伺います。

○市長（田畑誠一君） 特別会計につきまして、この漁業排水を例に今、お尋ねであります。

特別会計を取り巻く、まず状況の変化と改革、その必要について述べます。

特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって、特定の歳出に充て、一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、条例でこれを設置できるとされております。

本市の漁業集落排水事業は、特別会計を設置し、水質保全及び生活環境の改善を図るため、施設の整備を行ってまいりました。

近年では、管理運営に係る収益的収支と、建設改良費や事業償還金に係る資本的収支を区分し、経営成績と財政状態が明確に把握できる公営企業会計への移行が進められており、本市においても、今年

度から、漁業集落排水事業を公営企業会計へ移行したところであります。

○11番（西別府 治君） これはインフラ整備に関することだと考えております。持続が可能であるか、そしてまた、経営基盤が強化されているのか、そしてまた、現在の人口減少、収入減において、経営がマイナスに転じる部分というのも当然出てくるわけですね。そういったことを踏まえながら、進めていくという必要性だというふうに理解をさせていただきたいと思います。

2番目の地方公営企業法適用の目的について伺います。

○上下水道課長（福山修司郎君） 地方公営企業法適用の目的についてであります。

法適用の意義は、企業会計方式の経理を行うことにより、資産の状況を把握することが可能であり、収益的収支と資本的収支に区分され、経営状況や資産状況を的確に把握することができることにあります。

現在、設備投資から施設機能の維持管理の時期へと変化している中、施設の老朽化に伴う更新事業を計画的に行っていくため、正確な経営状況を把握し、事業運営の効率化や健全化を図ることを目的としております。

○11番（西別府 治君） インフラの持続可能なストックマネジメントの確保、この一言に尽きるんじゃないかなと思います。

公営企業法は発生主義会計というのがあります。それと、一般会計の場合は、現金主義会計ということであります。これ、少し説明していただけますか。

○上下水道課長（福山修司郎君） 基本的には、公営企業会計というものは、自らがその使用料を基に経営を行っていくという形で、複式会計という形になりますので、一般会計の一般的に言いますと、差引き、そういう形とは若干違うということで御理解をしていただきたいと思います。

○11番（西別府 治君） 現金主義会計というのは、現金が手元にあったときに計上できるそうです。

この発生主義というのは、経営と一緒に、いろんなことを進めながら投資をしていくわけですから、

お金がなくても、極端なことを言えば、投資をしていくことが可能らしいです。やはり経営というのに大きくかじを切りながら、今、説明がありましたけど、そういうことになるらしいです。

その中で、いわゆる貸借、損益、キャッシュフローと三つあるんですけど、このキャッシュフローというのが、また新たに付け加えられてきているのかなと思います。キャッシュフロー計算書による資金収支の状況について伺います。

○上下水道課長（福山修司郎君） キャッシュフロー計算書による資金収支の状況についてでございます。

キャッシュフローとは、文字どおり、現金の流れを表したもので、三つの用途で構成されています。

一つ目は、業務活動による営業収入や人件費等の支出による収支を明らかにしたものであります。

二つ目は、投資活動によるもので、固定資産の取得や建設改良の設備投資などの流れを表したものであります。

三つ目は、財務活動によるもので、企業債の借入れや返済などの流れを表したものであります。

このように、キャッシュフロー計算書は、1事業年度における現金の流れを知ることができます。

漁業集落排水事業は、今年4月1日から、公営企業会計となりました。今後、人口減少に伴う料金収入の減や、施設等の老朽化に伴う更新費用の増が予想されていることから、資金収支の状況を見ながら、経営状況のよりの確な把握に努め、事業を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○11番（西別府 治君） 3項目の中の財務活動の部分でありますね。ここがちょっとうまくいかなくなる可能性が高いよという、今指摘であります。

いわゆる建設はしているけど、その返済、今、説明がありましたね。そういったことを含めながらいくということになります。これは、今に始まったことじゃなくて、ずっと継続してきている部分を今キャッシュフローという形で明確にしたわけですね。

これ、国のほうもそうなんですけど、市長にお伺いします。

キャッシュフローを入れるということで、こうい

うことを書いてあります。経営基盤の強化と財政マネジメントの向上。今、話している部分ですね。

そしてまた、職員の経営マインドの育成ということにつながっていくんじゃないかというふうにあります。

今まさに、本市が進めております自治体経営の部分でありますね。この指針として、キャッシュフローを活用しながら、今は、いわゆる漁業集落排水事業のほうですけどね。水道もあります、下水道もありますけど。そういったのを入れながら、方向性と、指針としてまた活用をしてはいかがでしょうかという質問でございます。

市長、どうでしょうか、そこら辺については。

○市長（田畑誠一君） 今、西別府議員がお述べになりましたとおり、キャッシュフロー計算というのは、要は、持続可能な経営を診断していくと。一言で言ったらそういうことに尽きると思いますね。

したがって、本市も、今、漁業集落排水事業について、今後、人口が減少している状況ですから、料金収入がちょっと減ることが見込まれる。あるいは施設等の老朽化に伴う更新費用増も予想されると。

そういった状況にありますので、この先を見越して、資金収支の状況を見ながら、経営状況のよりの確な把握に努めなければいけない。したがって、このキャッシュフロー計算書の形で会計をしていくというふうに変更して取り組むようにしたところであります。

○11番（西別府 治君） 今、限られた会計で進んでいるわけなんですけど、これ、ぜひ市長、係長クラスとかランクなど職員の立場というのは、私は申し上げることはできませんけれども、そういった方々にも、多く参画をしていただいて、将来を見据えた本市の在り方というのに非常にためになるんじゃないかなというふうに考えております。いわゆる職員の経営マインドですか、ここら辺りの醸成にも活用されて、進めていかれたらと思っております。

それから、これ、管理者設置ということでございます。一般会計とは別に管理者を設置します、市長がされておりますけど。管理者が、経営手腕と一緒に、いろんなことができるそうです。

ですから、そこもまた活用されて、今はこうだよねと、スタイルとしてはこうだけど、もうちょっとこう、こういう方法もあるよねというふうに変えていくことも可能でありますので、ぜひ進めていただけたらというふうにご考えております。この項は、もう終わります。

次に、コミュニティサイクル導入についてであります。

まず1番目のコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想との連携について伺います。

○政策課長（北山 修君） コンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想との連携についてでございます。

国は、人口の減少や高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通との連携をして、コンパクトなまちづくりを進めることが重要としております。

そのため、本市では、今年度、このコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づきまして、時間をかけて緩やかに、居住や医療、福祉、商業施設などの都市機能を市街地に誘導する立地適正化計画を策定しているところでございます。

一般的にこのコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方の中では、居住や都市機能をコンパクトにすることで、車に頼らず、歩いて、または自転車で行ける範囲内で公共交通とつながり、日常生活を不便なく暮らすことができる。また、そのことによつて、市民の健康増進であるとか、社会保障の抑制につながる効果があるということが考えられておまして、そのため、歩行者や自転車の利便性と安全性を確保する歩行空間、それから、コミュニティサイクルとか、そういった自転車の利用環境の充実を図るということになっているところでございます。

○11番（西別府 治君） 今、進行中であります。ingであります。このコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想を進めながら、そしてまた今、多くのまちで導入が進められているようですが、自転車の公共交通との連携推進、自転車での都市機能

の魅力といったことについて伺います。

○水産商工課長（平川秀孝君） 自転車の公共交通との連携推進についてであります。

まちづくりを進める上で、自転車を公共交通手段として活用することは、公共交通サービスの充実など、まちの魅力を高めることにつながるものであります。

そのようなことから、自転車の利用環境の充実や利便性の向上を図るため、公共交通事業との連携を進める必要があると考えております。

○11番（西別府 治君） 今、担当課から説明がありました、必要性があると。そしてまた、自転車の単独利用だけではなくて、いわゆる公共交通の端末として、公共交通を面的に補完する交通体系になっていくだろうなというふうにご考えられております。また、そういった連携強化を図りながら進めていただきたいと思っております。

市長、これ、今、限定的に神村学園前駅にちょっと頭を動かしていただいて、歩道橋や直接ホームに行ける連絡橋整備ができて、付近には何か人気のお店もあるようでございます。ですから、こういった都市の機能等を含めながら、かなり変わっていくんじゃないかなというふうにご考えております。

このまちづくりの観点から、駐輪場整備について伺います。

○市長（田畑誠一君） 駐輪場の整備につきまして、今、神村学園前駅前の広場を例にお尋ねであります。

神村学園前駅前広場は、約40台分の駐輪場スペースがあります。通学及び通勤者が利用される時間帯は、天候の状況等にもよりますが、8割から9割程度の利用がされている状況にあります。

同駅前広場は、西別府議員、お述べになりましたとおり、今年7月に駅との連絡橋、歩道橋が整備され、議会の皆さんの議決を得て、整備されて、利便性が図られました。

あわせて、通勤通学者は、社会環境の変化に伴い、利用目的や形態が変わっていくことが予想をされます。

したがいまして、新たなこの駐輪場の整備というのが、非常に大事だと思います。狭い土地なんです

が、そこで、広場内の周辺部の民有地の活用などができないものか、御相談できないものか。それから、周辺整備の状況も考慮しながら、検討してまいりたいと思います。

これは蛇足ですけど、私はオーストラリア航路に乗っていたんですが、石炭を積みに3万5,000トンの船で行きよったんですけれども、びっくりしたんですけど、彼らは全て合理的ですよね。日本の何倍もあるはずの土地で、土地は幾らでもあるのに、駐輪場に行ったら自転車をつるしてあるんです。ずっとつるしてあるんですよ。土地なんか幾らでもあるのになあと思ったんですが、彼らは全て合理的ですね。

そういうことが、本市で、日本では理解がいただけないと思いますけれども、何かいい方法はないか、検討してまいりたいと思います。

○11番（西別府 治君） 今後、大きく社会形態が変わっていくんじゃないかということを市長はおっしゃいました。

そしてまた今、さらなる、まちづくりへの大きな理解をいただいた駐輪場の設置であるというふうに考えております。ハンギングタイプ等も、いろいろまた考慮されることだろうと思います。

テレワークという言葉が最近よく聞くようになりました。これ、よく調べてみましたら、2014年、6年前の9月、まち・ひと・しごと創生本部で、東京一極集中の是正と地方の人口減少の歯止めをするために、U I J ターンを含む地方移住・定住を目指してきたわけですね。

我々も、補助金制度を使いながら、いろんなことを進めてきました。その中で、これは6年も前にテレワークが注目されていたわけです。現存としてあったわけですね。

その中、今回、新型コロナウイルスのパンデミックにより、新しい生活様式に大きく転換をしております。

今、進められているのが、働き方の切り札として、生産性の向上とワークバランスの確保というらしいんですけど、地方から優秀な人材を止めることもできるんじゃないかなということで、テレワークの必要

性が高まっているということでもあります。

市長が今おっしゃったように、形態が変わるんだよ。自転車を使ったまちづくりが始まる。そしてまた、コンパクトシティ・プラス・ネットワークもどんどん行くよと。そんなことが起こってくるんじゃないかなと。

じゃあ、本市にとってどうなのと。様々な政策を取ってきたけど、いろんなことがあったけど、じゃあ、このテレワークをもっと取り入れていこうじゃないかということになった場合、本市の独特のいわゆる魅力、市長、三つあると思います。食、そして自然、交通アクセスですね。この三つの魅力を活かした定住政策と申しますかね。これにつなげていけるんじゃないかというふうに考えております。

テレワークは、どこにおっても、仕事ができます。事務所が近くになくても、できるそうであります。

市長、この三つの魅力を活かした定住政策について、つなげていけるとは思います、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） これからの時代を捉えて、大所高所からの御提言であります。

御承知のとおり、このコロナによって、生活様式が随分変わりました。その中の、大きなのはいろいろありますけれども、今、西別府議員がお述べになった、働く分野においてはテレワークですよ。

これは、いわゆるICTというんですか、そういう情報通信機器とか、全て都会では行き渡っている。それは学校現場もそのとおりですね。本市も今度整備するわけですけども、都会のように大きく進めることは、なかなか地方の場合はできないかもしれないけど、少なくとも、これからは、テレワークという制度が、コロナ後に、アフターコロナというんですか、今のはやりでは、大いにこういった形態に進んでくるとは思いますね。

それから、人々の生活様式も、例は申し上げませんが、いろいろ聞いております。大分変わってくるとは思うんですよ。

ということは、今、極端にお述べになりましたとおり、地方におってもチャンスだという、地方に住んでてもいいということですよ。地方に住んでて

も仕事ができるということですから、まさに定住促進のチャンスと捉えたいと思います。

その中で、今おっしゃいましたように、本市の、たくさんありますけど、大きな魅力は食だと思えます。おっしゃるとおり、食であって、今朝ほども申し上げましたけど、やはり自然ですね。それから交通アクセス、現代社会の中では、とつてもそういった面で、発展可能性という、ポテンシャルというんですかね、発展可能性を持ったまちでありますので、もう一つ、私は、人の情けというのをこれに加えて、定住促進を図っていききたいなど。大いに活用したいと思っております。全く同感であります。

○11番（西別府 治君） 今、市長のほうから、ポテンシャルという言葉をお聞きしました。これ、本当にそうだと思います。

時間があるようでない。でも進めるタイミングというのが、ひょっとしたら今かもしれない。一丸となって、これ、進めていただければと思っておりますので、これで全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） 私は先に通告をいたしました事項について、順次質問を行います。

一つ目は、自主防災組織についてであります。

まず、いちき串木野市の防災組織体制における自治公民館や各地区まちづくり協議会の自主防災会、そして、事業所などの自衛防災組織の位置づけについて伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただいて、その後は質問席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えいたします。

現在、本市における自主防災組織は、4地区、25自治公民館、1婦人防火クラブの計30組織であり、組織ごとに日頃から風水害等を想定した避難訓練などに取り組みしております。

自主防災組織につきましては、災害発生直後の避難誘導、人命救助等の応急活動体制を確立するため

の市災害対策本部の協力組織の一つと位置づけております。

市や関係機関の公助による対応はもとより、自主防災組織を中心に、市民一人ひとりが互いに協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという隣保協同の精神と連帯感に基づき、自助、共助の役割を担っていただくことが重要であると考えております。

○15番（福田清宏君） ただいまの位置づけなんですけど、災害協力機関の一つということで、ちょっと私の質問の流れとは、流れが違うんで、また後のほうにずっと続けますから、お願いします。

私が申し上げたのは、防災組織体制の中でどこに位置しているかと。どこにも位置してないんだよねというのを言いたくて、質問したところなんですけど、今の市長の答弁は災害協力機関の一つということでございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、自主防災組織の育成強化についてであります。

市の防災組織につながる体制づくりのために、大規模災害等の発生時における自主防災会や自衛防災組織と消防団との連携した避難活動等について伺いたいと思います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 大規模災害時は、消防団と自主防災組織が連携した避難活動が被害を最小限に食い止めることにつながると見込まれると考えております。

今後、自主防災組織によります防災訓練に地域の消防団員も参加していただき、互いの役割を再認識していただくことも必要であると考えております。

○15番（福田清宏君） 今、消防団のことにちょっと触れて、前回と一つ踏み込んだ答弁でありますけど、さっき市長も述べられました文言と少し重複しますが、いちき串木野市地域防災計画、赤本ですが、この第2編第1章の第20節に「自主防災組織の育成強化」という項の前段に、自助、共助の意識を持って行動するには、「市民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る」云々というふうにあります。

ここに言う「自主防災組織の育成・強化を図り、

消防団とこれらの組織との連携等を通じて」とありますが、これ、どういうことを指すか。今のところ連携ないんですね。連携ないんですが、赤本にはちゃんとこういうふうに書いてあるんですね。

だから、その辺のことを捉えながら、この文言、文章はどういうことを意味するかということで、お尋ねをいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、大規模災害時におきましては、消防団と自主防災組織が連携した避難訓練等が被害を最小限に食い止められることにつながると、見込まれるといったような答弁をさせていただきました。

今後、こういった訓練も取り入れていこうと考えているところでございますが、現状におきましても、市の総合防災訓練時におきまして、自主防災組織の避難時において、消防団員による誘導活動などの訓練も取り入れているところでございます。こういった連携というものが必要であるということと捉えております。

○15番（福田清宏君） 文言上は今のような説明になるんですけどね。6月の一般質問に、自治公民館やら、地区まちづくり協議会の会員で構成する機能別消防団員制度の導入ということで質問をいたしました折に、答弁の中には、「大規模災害時は、消防団と自衛防災組織の連携した避難活動等が被害を最小限に食い止めることにつながると見込まれますが、まずは組織の充実や自主防災組織リーダー等の人材育成などが重要と考えております」という答弁をいただいているんですが、私が集落の防災会の一員として動く中では、この自主防災会、それぞれが孤立しているんですね。どことも連携してないんですよ。

それで、訓練は、私の集落の場合は、まずはえびすヶ丘公園に上がってということから始めますけれども、非常食の作り方とか、それから、炊き出し訓練は社会福祉協議会にお願いをして指導を受ける。あるいは、AEDとか消火器の訓練等々は、消防本部にお願いをして指導を受ける。

こういうようなことで、独自でいろんな訓練をやっているわけで、さあ、それじゃあ、いざとなったと

きに、どこ連携を取ればいいのかというのが全然ないんですね。現実、ないんですよ。

それでは、さっきから答弁の中にありますように、大規模災害等の発生時のことを思えば、市の防災組織にはつながってないんですね。協力の団体の一つには数えられてはいるかもしれない。というのは、赤本にいっぱい出てきます、自主防災組織という言葉が。

だから、赤本の文章の中には、その組織は幾らも出てくるんですが、現実どこに位置するのかということになると、どこもないんですよ。単独なんです。このことは、やっぱり違うんじゃないかなあという思いから、お尋ねをしているようなことなので。

やはり前回の答弁にもありましたように、それよりは、組織の充実とか自主防災組織のリーダー等の云々というのが先なんだよという答弁が、そのままの今も生きているのかなと思いながら、今お聞きをしていたところなんですけどね。やっぱりそれじゃないだろうと。

平成31年、令和元年度の記録を見てみると、避難訓練が6回、6か所、それから自主講座で12か所と載っていますね。だけど、これ、6か所でやった避難訓練は全部単独なんです。どこにもつながってない。

ただ、まちづくり防災課には、こういうことをやりますからおいでくださいということはあってもね、さあ、どこにつないだ。どこもつながれてない。

今、御答弁あるように、今後の大規模災害等の発生時を思えば、どこかでそういうつながりを設けておくということの筋道を立てないかんのじゃないかと、こういう思いがしておるところです。それで、質問をしております。

もう一つ、重ねてお尋ねしたいんですが、この災害時の要援護者、それから避難支援者、これについても、避難場所からの連絡はどこにするのという疑問があるんですね。

災害時要援護者避難支援計画（個別計画）、この紙面が各支援者のところに配付されるんですが、これにも書いてないですね。避難先は2か所書いてあ

ります。だけど、「避難しましたが、あとどげんなんですか」という報告とか何とかは一切、どこにもやりようがない。

まだこれではいけないんで、末端をどうつないでいくかという、そういう道筋をつくるが必要じゃないかと思っただけの質問なんですけどね、何か答弁ありますか。なければもう先に行きますが、どうでしょう。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、自主防災組織、市内に30組織あるということで、先ほど答弁をさせていただきました。

その中で、公民館で組織をしているのが25、それから、まちづくり協議会で組織をしているのが4地区でございます。

この自主防災組織、まず、災害が起こった折の初動といったようなことで、自助、公助で言いますと自助の活動を急ぎしていただくということでの、今、訓練等も重ねていただいているところでございます。

今後、まちづくり協議会の組織レベルで組織がつくられてくるかと思いますが、この中で、自助から公助といったような部分、連携というものが、今後生まれてくるのかと。そして、今年8月、先ほど、まちづくり協議会単位と申しましたが、四つの組織のうち、中央地区がまちづくり協議会単位で組織づけられました。その中では、先般から地域としての避難訓練、独自の避難訓練等も取組が進められておりますので、そういった中で、先ほども申し上げましたが、連携というものが生まれてきて、そして次の段階につながっていくのではなかろうかなと考えているところでございます。

そして、2点目の要援護者や支援者の関係でございますが、現在、支援計画等をつくらせていただいております。

先般の台風の折には、この方々から、避難所への案内、避難所に行きたいといったような問合せ等もございまして、私どもといたしますと、受入れの施設と連携を取って避難をしていただいているという実績もあるところでございます。

完璧に、まだ、どこからどこへとといったような動きがなされてはおりませんが、一人でも多く

の方の避難の支援ができればと考えているところでございます。

○15番（福田清宏君） そこまではいいんですよね。そこまでは。避難先までは何とか行くんですよ、それぞれに。だけど、自主防災会がそこで機能するとしても、そこだけの話で、どこもつながりはないですよ。このことを私は憂えてるんでね、こういう質問をしているわけです。

これはもう、先ほど言われた自助、共助、その先は、やっぱり公助でしょう。公助で、そういう災害対策本部のどこかに、この赤本からいけば、消防本部、消防団なんだろうけどね。そこにつながらなつなぐような形で、訓練のときに、そういうつながれた形の連携を取る訓練をすとか、そういうのも必要じゃないかとは思ってますけどね。そういうことで質問をしているところでございます。

じゃあ、次に進みます。

次は、自主防災組織の育成強化についてのその2ですが、自主防災組織の充実やリーダー等の人材育成等について伺う。どのようなプログラムをお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市内自主防災組織におきましては、風水害等を想定した避難訓練や、要配慮者の搬送、それから、消火器やAEDの取扱いの実践的な講習、実践能力の向上を図る訓練などに取り組まれております。

今後も、こういった訓練に引き続き取り組まれますように、広報紙、それから出前講座等の機会を捉えまして、市内全域に組織の結成の充実、それから組織率の向上といったものを図ってまいりたいと考えております。

また、毎年、県が主催しております、地域防災リーダー養成講座につきまして、まちづくり協議会長や自治公民館長等に周知をしまして、積極的にこの講座を受講していただくよう要請をいたしております。そして、自治公民館等での指導的な役割を果たしていただく防災リーダーの育成に努めているところでございます。

今後も、積極的に地域の防災に関する人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 今、言われたようなことを自主防災会の幹部の方々を集めてでもね、いろいろとお話することも必要じゃないかと思うんです。

そのプログラムもいろいろあるとは思いますが、通常の講座みたいなやつもあれば、消防本部にお願いをしてやっている実践活動もあります。そういう立ち上げも促進して、そして、そういうこともやってということをしなないといけないですよ。立ち上げを各集落に、あるいは地区のまちづくり協議会にお願いする以上は。だから、併せ持ってひとつ進めたいというふうにするということでもあります。

次に進めますが、次は、自主防災組織育成強化の中で、その三つ目ですが、自主防災会の活動助成金の使途について伺いをいたします。

私は、活動助成金ということで表示しておりますが、調べましたら、活動補助金のようにありますので、そのように訂正をさせていただきます。

これは一昨年から、食事代とか弁当代に充当することが対象外とされました。打合せ会議や反省会を行って、その会の充実を図っていかないといけないですけども、それがなくなったために、なかなか難しい局面になっている防災会もあると聞いておりますので、この補助金2万円の少なくとも半額は、一昨年、2年前のように全額あれば、なおいいんですけどね、この食事代とか弁当代に充当できるようにできないのかなど。

そうすることで、自主防災組織の新しい立ち上げとか、それから組織の充実、維持、継続につながると思うんですけども、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 自主防災活動補助金については、防災活動に要した経費に対しまして1組織当たり年間2万円を限度に補助し、地域ぐるみの防災活動を積極的に推進することとしております。

例年、各組織において、ヘルメット、懐中電灯など、活動に必要な防災資機材の購入、炊き出し訓練時の材料の購入など、補助金を有効に活用し、防災活動に取り組まれているところであります。

訓練終了後におけます訓練を振り返る反省会は、

とても必要な取組であると捉えております。反省会時の飲食代につきましては、防災活動に要する経費という事業の趣旨に沿った範囲の中で対応していきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 対応してくれるということですね。前に返ったという理解でいいですかね、今の答弁は。絶対駄目なんですよ、今は。

まちづくり防災課の通達といいますか、何も使えないんですよ、防災会の弁当代とか食事代とかの充実にね。もちろんアルコールは駄目ですよ、最初から申し上げておきますけどね。

だけど、今の答弁は、この2万円は、総体で見れば当然、防災会の組織の活動の中で使う経費の一環という捉え方ができるわけですけども、それでいいですか。ありがたいことなんですけどね。みんな喜びます。

○財政課長（出水喜三彦君） 一般的な補助金の支出について、ちょっとお話をさせていただきます。

補助金につきましては、もちろんその財源が広く市民の方からの税金で賄われているということでございまして、これを考えますと、公益性の高い、使途についても適切な使途ということに留意して支出すること、これが求められているところでございます。

特に食糧費といいますか、飲食に伴うことにつきましては、これは国等の指導によりまして、補助事業、その事業の直接的にその遂行に必要な範囲に留意、とどめるべきであるというような指導を受けておまして、そういったことが基本になっているところでございます。

ですので、一般的に飲食に関わる部分については、必要最小限といいますか、直接的にその事業に関わる事柄について支出を許容すべきだろうというふうに考えております。

今ありました補助金につきましては、現在のところ、こういう取扱いをしてございますけれども、今後、その範囲といいますか、直接的にその自主防災組織の活動に含められるもの、あるいはその内容につきましても、検討の上に対応させていただきたいというふうに思っております。

○15番（福田清宏君） なかなか難しい言葉を並べても分からないです。平たく、2万円は防災活動の一環であれば使えますよというふうにしていただければ助かるんですね。

ちょっとね、後もあるから、これでやり取りしたくないんです、あんまり。「遂行に必要な経費は」という言葉もありましたんでね、広く解釈をしたいと思うんですけれども、また追って、検討の結果はまた各防災会にお知らせされることでしょうかけれども。

やはり立ち上げも少ないですよ、今ね。100幾つある公民館の中で幾つかでしょう。実際、活動しているところはまだ少ないでしょう。去年の防災活動だって6か所ですよ、実際動いた防災会は。講座は別ですね。講座は12か所ありますね。

そういうことをして、本当に自主防災会の活動が必要なんだよということであれば、やっぱりそういう方向に向かって、補助金は使わせていただくことのほうがいいんじゃないかと思うんですね。

その方向でひとついい結果が報告されますように、各防災会に。そういう思いを込めて、次に行きます。次は、同じ項目なんですけれども、自治公民館単独で防災会を立ち上げる、あるいは、立ち上げた後の運営の活動補助金に、これ、欠かすことのできない補助金なんですよ。みんな、ないんですよ、お金が。新たな活動する公民館に。防災会に。

だから、どうしても必要なお金であって、2年前までは、さっきから申し上げていますように、全額を食事代とか弁当代に充当できたんですね。もちろん防災会の活動ですよ。

こういうことを考えれば、これに戻って、さらに実現させていただければありがたいというふうに重ねて申し上げておきますが、先ほどの答弁の中にもありました中央地区まちづくり協議会の防災会が設立されたということではありますが、各地区の防災会は、その地区の自治公民館を束ねて活動ということになりますので、自治公民館単独の防災会の2万円と同額の補助金では、少し違うんじゃないかなあと。とすれば、幾らか、2万円に数万円上乘せして、そして、防災会の活動を十分にやっていただくという

ような形が望ましいと思うんですけれども、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（田畑誠一君） 今年の8月に中央地区において、新たに自主防災組織が結成をされまして、現在、市内4地区でまちづくり協議会単位の組織が結成されたこととなります。

これまでの補助金としては、限度額は公民館の組織と同様に一律2万円としておりましたけれども、今、福田議員お述べになられましたとおり、まちづくり協議会で一つの組織といいますと、それは、七つも八つも十もある自治公民館の皆さん方が一つになって、規模を大きくして、まとまって、自主防災組織をつくられるわけでありますから、当然、まちづくり協議会で一つということで、人数も増えます。それから防災資機材もたくさん要ります。防災訓練に参加する人も、公民館単位としてはたくさんですよ。

そういったことを考えますと、やっぱりこれは、それにふさわしい限度額の見直しを検討したいと考えております。

○15番（福田清宏君） ぜひひとつ、そういうことで取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、避難等の伝達についてであります。「避難勧告とか避難指示等の伝達要領について伺います」ということで申し上げておりますが、実際聞き取りのときに、「まず、午前何時に避難準備、高齢者等の避難開始、警戒レベル3相当を発令しました。その発令した内容を、これこれですというふうに説明してくれればありがたい」ということでお話ししたんですが、その後、「対象地域はどこどこです、避難所はどこどこに開設しました、避難時の注意事項はこれこれですとして、明確に端的に放送されることがいいんだよ、いいんじゃないかな」ということで申し上げました。

ところが、今回、台風10号に係る9月6日の放送とエリアメールでは、7月3日、5日の災害時に対する放送に比べて、その発令された警戒レベル4、避難勧告の内容は、これこれですという説明が二つともついているんですね。とっても聞きやすい放送になっておりました。

私は、これを質問するつもりが、結局はそのとおりの放送が今回されましたので、ここの質問は割愛をして、今後とも、このように、放送する人じゃなく、聞く人たちが分かりやすいように説明を加えた、しかも端的に明瞭に放送されることを期待をしていますので、本当にすばらしいことだったと思います。

ただしね、悲しいかな一つ、「午前9時に避難準備、高齢者等避難開始、警戒レベル3相当を発令しました。あわせて避難所を9時に開設しました」。ここは説明がなかったんですよ、警戒レベル3のね。

これはしてくださいよ。高齢者はね、その説明が欲しいんですよ。「警戒レベルが出たね。我々は何をすればよかつじゃろかい」というのが、お年寄りの人たちの心配事ですから。

どうかひとつ、そのことを加えていただければ、満点の放送になるんじゃないかと思っておりますので、どうかそういうことで期待を申し上げます。

もう一つです。三つ目ですが、防災行政無線について、無線機の故障の問合せとその対応についてでありますけれども、無線機の故障の問合せがあったときに、どのような対応をされているのかをお尋ねいたします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、市民の方から、戸別受信機の不具合について連絡を受けた場合、「まず、受信機の電源スイッチのリセット操作、入り切りをしていただきたい」ということでお話をいたします。機械の状態によっては、その操作で回復する場合がございますので、そういった対応をまず取っております。

そのほか、修繕が見込まれる場合は、委託業者側から対象者へ電話連絡を行い、日程調整をした上で訪問し、修繕することといたしております。

また、高齢世帯である場合など、電話での対応が難しい場合は、直接職員が出向き、受信状況を確認する対応に努めてきております。

今後も、市民が避難情報等を受信できず不安を感じることはないよう対応してまいります。

○15番（福田清宏君） 連絡があったら、入り切りはいいんですよ。聞けないというときはね、職員が

まず予備の受信機を持って走ると。この行動を起こしてほしいね。

そして、受信機を替えて、スマホで管内放送をやればいいんですよ、その公民館の管内放送を。誰もこれをとがめる人はおりませんから。

そして、それをやって、そしてテストをして帰ってくると。そして、預かって帰ってきた無線機を修理に出すと。こういう方法を取れませんかね。

現実にはね、私の近くであったんですよ。もらいに行って、そして自分たちで管内放送でテストをして、壊れたやつを持って帰ってと。こんなことをやらせているんですよ、今は。まちづくり防災課は。

そうじゃなくて、元気な職員だっているんだから、電話があったら、すぐ走っていく、その自宅に。そして、無線機を新しいのに取り替えて、預かってきて修理をする。このことができませんかね。どうですか。

市長、どうですか、その辺は。ひとつ市でしてくれませんかね。お年寄りがね、大変困っているんですよ、本当は。お答えください。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現状、故障等による修繕が必要な場合は、急ぎ、委託業者に連絡を取りまして、市民の方と連絡を取り合って対応させていただいているところでございます。

御指摘の職員の対応でございますが、今後、職員も業者と連携を取りまして、急ぎ市民の不安が解消できる対応を取っていきたいと考えております。

○15番（福田清宏君） もうね、事業者は要らないんだよ。即行ってくださいよ。そして、今言ったような手順で取り替えてください。そうしたら、幾ら安心されるか。ぜひ、そういう対応をお願いしたいと思いますが、難しく考えずにやってください。

終わりに7月の豪雨等や今回の台風10号により、被害を受けられた皆さん方にお見舞いを申し上げます。1日も早い復興を願いたします。

また、災害対策本部の下に今回活動された職員をはじめ、関係の皆さん方に、大変御苦労さまでしたとお礼を申し上げます。

以上をもって、本日全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了
しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会をいた
します。

散会 午後 3 時20分